

婦人労働資料 No. 142

図書番号	資料
No. 19093 ②	

女子の就業制限業務の概要

(危険有害業務)

昭和57年3月

労働省婦人少年局婦人労働課

女子の就業制限業務の概要

目 次

まえがき

I 危険業務の概要

- 1 ボイラのふん火の業務その他ボイラの取扱の業務(女年則8条1号)… 1
- 2 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務(女年則8条2号) …… 5
- 3 起重機の運転の業務(女年則8条3号) …… 6
- 4 積載能力2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は
高さ15メートル以上のコンクリート用エレベータの運転の業務
(女年則8条5号) …… 10
- 5 直流にあつては750ボルトを、交流にあつては300ボルトを
こえる電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業
務(女年則8条8号) …… 13
- 6 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、
給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務(女年則8条9号) …… 14
- 7 起重機の玉掛の業務(2人以上の者によつて行う玉掛の業務にお
ける補助作業の業務を除く。)(女年則8条10号) …… 14
- 8 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
(女年則8条12号) …… 16
- 9 直径25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自
動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害を
うけるおそれのないものを除く。)又はのこ車の直径75センチ
メートル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務(女年則8条14
号) …… 18
- 10 操車場構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
(女年則8条16号) …… 20

1 1	蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務（女年則 8 条 1 8 号）	21
1 2	動力によるプレス機械、シャー等を用いる厚さ 8 ミリメートル以上の鋼板加工の業務（女年則 8 条 1 9 号）	22
1 3	バイレン機を用いる鋳物の破壊の業務（女年則 8 条 2 0 号）	25
1 4	手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務（女年則 8 条 2 1 号）	26
1 5	岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務（女年則 8 条 2 2 号）	29
1 6	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ 5 メートル以上の地穴における業務（女年則 8 条 2 3 号）	30
1 7	高さ 5 メートル以上の箇所で墜落により労働者が危害を受けるおそれがあるところにおける業務（女年則 8 条 2 4 号）	31
1 8	足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）（女年則 8 条 2 5 号）	31
1 9	直径 3 5 センチメートル以上の立木の伐採の業務（女年則 8 条 2 6 号）	35
2 0	木馬道、修ら、管流等による木材の搬出の業務（女年則 8 条 2 7 号）	37

Ⅱ 有害業務の概要

1	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふつ素、塩素、青酸、アミンその他これらに準ずる有害なもののガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（女年則 8 条 3 3 号）	43
2	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務（女年則 8 条 3 6 号）	44
3	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務（女年則 8 条 3 7 号）	44
4	異常気圧下における業務（女年則 8 条 3 8 号）	45

5 さく岩機、びょう打機等の使用によつて身体に著しい振動を受ける業務（女年則8条39条） 45

6 重量物を取り扱う業務（女年則7条） 47

参 考 資 料 49

ま え が き

女子に対する危険有害業務の就業制限については、労働基準法第63条に基づいて女子年少者労働基準規則（以下「女年則」という。）第7～9条に規定されている。女年則は、昭和22年に制定されて以来10数回にわたって改正されてきたが、昭和29年に全面改正された後は、大きな改正はなく現在に至っている。

女子に就業制限されている危険有害業務の内容を理解するに当たっては機械・設備等の専門的・技術的な知識が必要とされ、その業務内容が必ずしも十分に理解されているとはいいがたい。このような状況を踏まえ、女子について概ねどのような業務への就業が制限されているかが理解できるよう、できるだけわかりやすい説明を試みて本資料を作成した。

本資料の構成は、各就業制限業務ごとに、原則として最初に機械や作業場所についての定義を明確にしてから、就業制限されている業務の態様を説明し、更に、危険業務については、当該業務に通常伴うと考えられる安全上の問題をあげた。また、一般になじみのない機械等については、各業務の説明の後に、その図解を載せているので参考とされたい。

機械や業務の定義等は、解釈例規がある場合には当該例規を原文のまま引用し、解釈例規のない場合には労働安全衛生法及びこれに基づく命令（以下「労働安全衛生法令」という。）の解説書等を参考にした。なお、通達については、特に断りのないものは女年則の当該業務に係る通達であり、通達年月日の前に「参考」の表示のあるものは労働安全衛生法令に係る通達である。

本資料が関係者の方々の参考となれば幸いである。

なお、参考資料として、女年則に定める女子の就業制限業務に対する労働安全衛生法令上の規制等を添付したので併せて参考とされたい。

I 危険業務の概要

1 ボイラのふん火の業務その他ボイラの取扱の業務（女年則8条1号）

ボイラーには、蒸気ボイラー及び温水ボイラーがあり、蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、水又は熱媒を加熱して大気圧をこえる圧力の蒸気を発生させてこれを他に供給する装置並びにこれに附設された過熱器及び節炭器をいい、温水ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱してこれを他に供給する装置をいう（参考 昭4 7. 9. 1 8 基発6 0 2 号）。

ボイラーは、ボイラー本体（飽和蒸気又は温水等を作る圧力容器）、燃焼室、附属装置（通風装置、給水装置等）、附属設備（過熱器、節炭器）、附属品（圧力計、温度計などの計測器、安全弁、吹出弁、止め弁等）によって構成されている。

本号の「ボイラ」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号にいうボイラーのうち、同条第4号の「小型ボイラー」を除くものをいうものである（昭5 0. 5. 1 婦収1 1 4 号）。

「ふん火その他ボイラの取扱の業務」とは、ボイラの燃焼及びボイラ操作に附随するいっさいの作業を示すものである。ただし、例えばボイラ室の石炭運搬に専従する者の如きはボイラ室に所属する労働者と雖もこれに含まれない（昭2 3. 6. 1 0 基発8 7 4 号、昭3 3. 2. 1 3 基発9 0 号）。換言すると、ボイラーの取扱いの業務とはボイラーへの燃料の送給、給水、吹出し等ボイラーの機能に直接関連する作業をいうものであり、上記のような燃料運搬作業のほか、灰出し等の作業も含まない（参考昭4 7. 9. 1 8 基発6 0 2 号）。

昭和20年代までは、ボイラーといえば石炭を燃料とするものが代表的であり、投炭作業は著しく暑熱な場所における重筋作業であったが、ボイラー年鑑によれば昭和55年末現在設置されているボイラーのうち92%は石油を燃料とし、石炭を燃料とするものは約0.5%にすぎない。

また、自動制御方式で運転するボイラーが全体の94%を占めており、本業務は、圧力計、温度計、水位計等の指示器具が適正な値を保つよう監視調整する業務が中心となる。

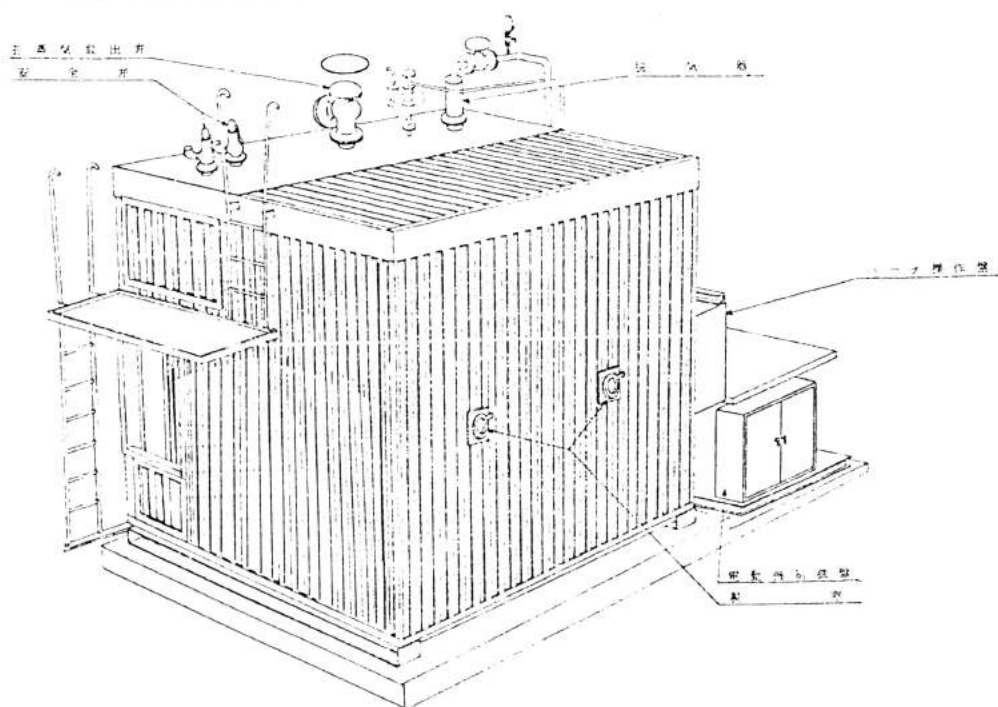
なお、ボイラー整備の業務—ボイラーの使用を中止し、ボイラー水を排出して行うボイラー本体及び附属設備の内外面の清掃作業並びに附属装置等の整備の作業（参考 昭47.9.18基発602号）—は、本号に該当しないが、現在、労働安全衛生法令により、ボイラー整備の業務はボイラー整備士免許を受けた者でなければ従事できないこととされ、ボイラー整備士免許の欠格事由として「女子」があげられているため、女子は實際上、ボイラー整備の業務に就くことはできない。

ボイラの例

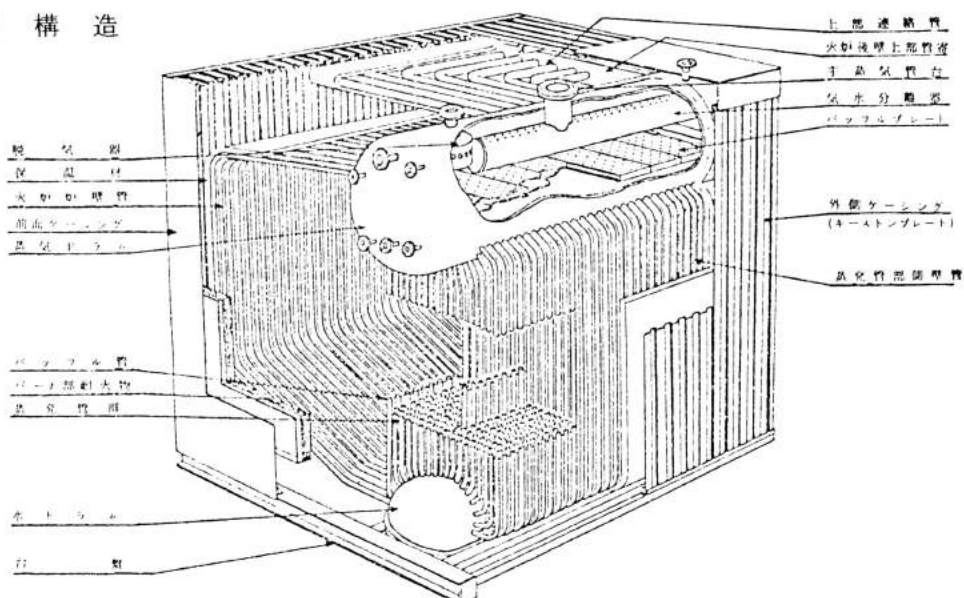
A 外觀（表からみる）



B 外観（裏からみる）

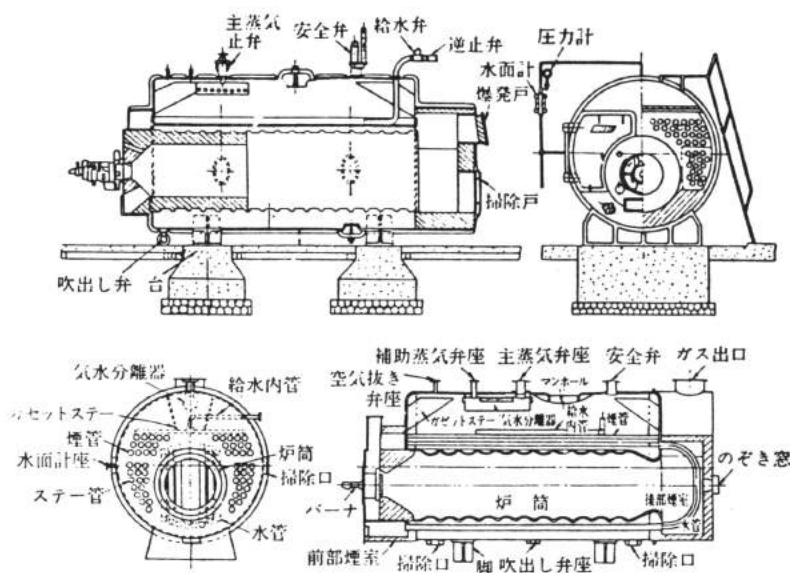
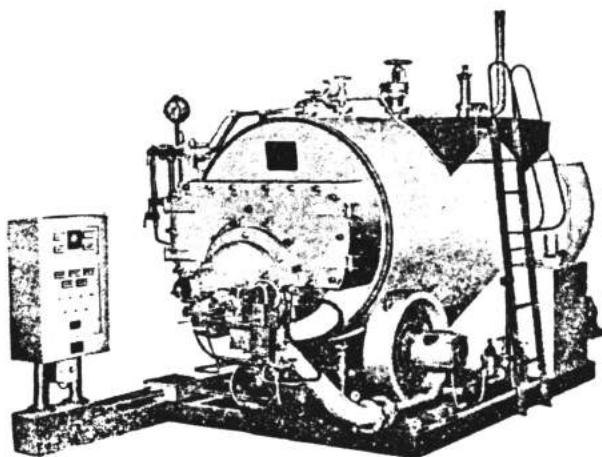


C 構造



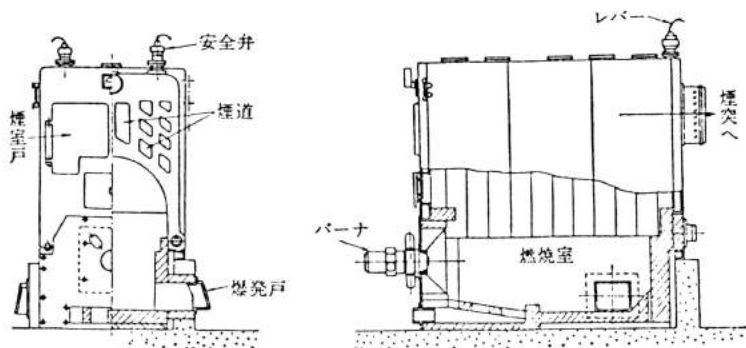
(2) 丸ボイラー

① 炉筒煙管ボイラー（工場用又は暖房用蒸気ボイラー）

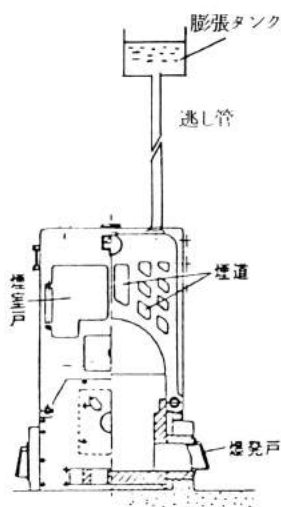


(3) 鑄鉄製ボイラー

① 暖房用蒸気ボイラー



② 暖房用温水ボイラー



2 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務（女年則8条2号）

ボイラーは、鋼板にけ書きをして切断、曲げ加工、穴あけにより各部分を作り、全体を溶接等により組み立てて製造する。

本業務は、溶接による製造のほか、改造及び修繕を含み、溶接には、電弧溶接（アーク溶接）、ガス溶接及び溶断を含むものである（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

ボイラーの溶接は、溶接のうちでも強度に対する高い信頼性が最も要求されるものであり、不完全な溶接はボイラーの破裂のもととなり、大きな災害となるものである。

安全上の問題としては、ボイラーを溶接する場合だけに限られないが、アーク溶接を行う際の感電の危険がある。特に、ボイラー胴内部は導電体に囲まれた狭い場所であり、溶接棒の取替え、位置の移動等の際、溶接棒の先端や被覆の不完全な部分が身体に触れ感電する危険がある。

なお、第1種圧力容器の溶接の業務は、本号に該当しないが、現在労働安全衛生法令により、第1種圧力容器の溶接の業務は、ボイラーの溶接の業務とともにボイラー溶接士免許を有する者でなければ従事できないこととされ、ボイラー溶接士免許の欠格事項として「女子」があげられているため、実際上、女子は第1種圧力容器の溶接の業務に就くことはできない。

3 起重機の運転の業務（巻上能力5トン未満の起重機の運転の業務を除く。） （女年則8条3号）

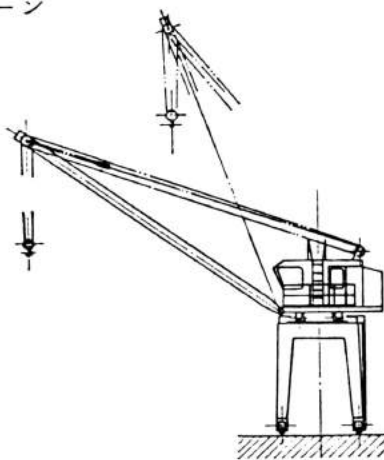
起重機とは、荷重を垂直及び水平に懸垂運搬する機能を有する機械をいい、単に吊り上げ若しくは吊り下す装置又は水平面若しくは傾斜面に沿うて運搬する機能のものは含まない（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置（港湾荷役作業を行うため船舶に取り付けられているデリック又はクレーン）が該当する。

本業務は起重機を運転して、巻き上げ、下げ、走行、横行、旋回、起伏等の運動をさせることにより、荷を運搬するものである。

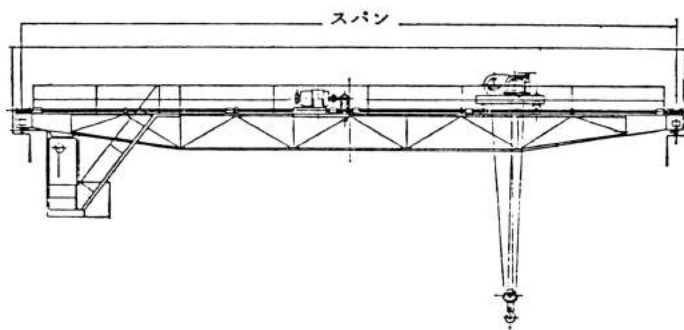
安全上の問題としては、つり荷の落下、つり荷によるはさまれ、機体の倒壊、転倒等作業員以外の労働者に及ぼす危険が大きい。

1 クレーンの例

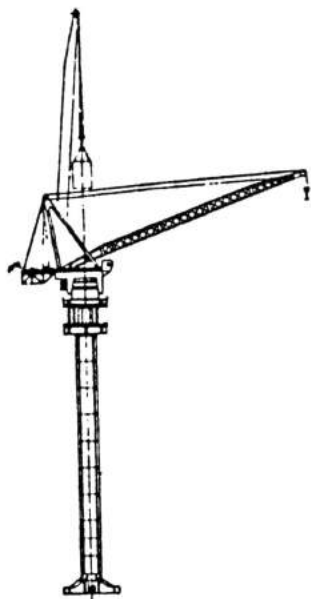
(1) 高脚（門形）ジブクレーン



(2) クラフトロリ式天井クレーン



(3) クライミングクレーン

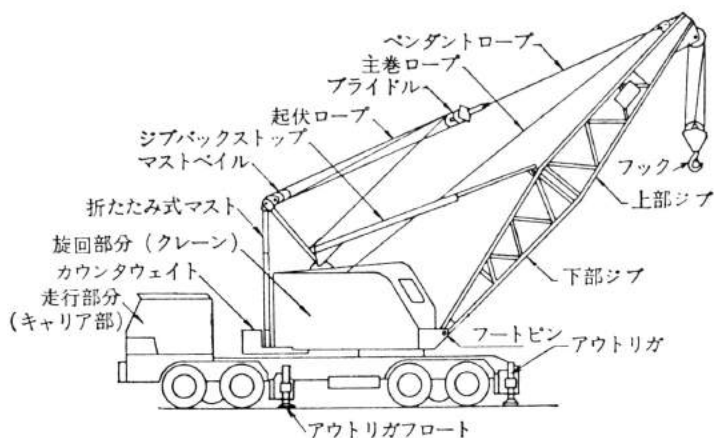


ジブクレーンの1種でよじ登る装置を備えたもの。タワークレーンともいう。

クライミングクレーンには“つり上げ荷重”が1t程度の小型のものから原子力発電所や超高層建築工事等に使われる大型のものまであり、建設工事に広く利用されるクレーンである。

2 移動式クレーンの例

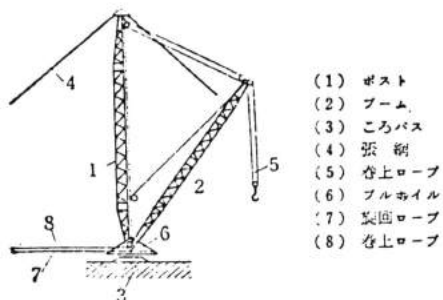
(1) トラッククレーン



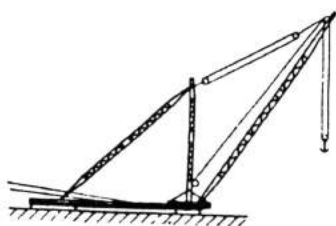
3 デリックの例

(1) ガイデリック

マスト上部（陣笠）がガイロープによってささえられたデリックで全周360°の旋回作業ができる。



(2) スチフレックデリック



三脚デリックともいわれマスト上部が剛性のステー（脚）によってささえられたデリックで、旋回範囲は約270°に限定される。

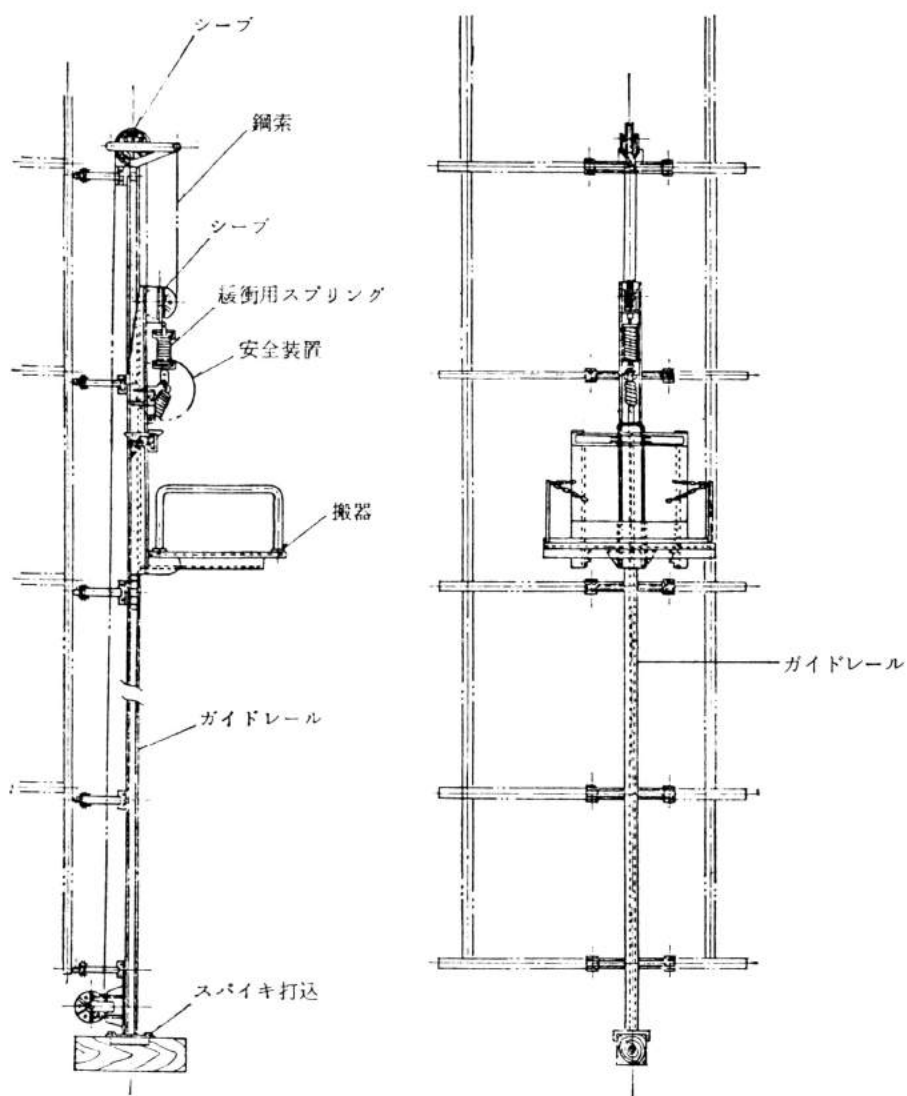
4 積載能力2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ15メートル以上のコンクリート用エレベータの運転の業務(女年則8条5号)
エレベータとは、人及び荷をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置をいう(参考 昭4 7. 9. 18 基発6 0 2号)が、本号にいうエレベータは、その用途が人荷共用又は荷物用として使用されるものに限られる。また、各階にある押ボタンにより昇降体を自動的に着床させることができ、かつ、昇降体内部の押ボタンの操作により希望する階に自動的に運転できる人荷共用エレベータは、本号に含まれない(昭2 3. 6. 1 0 基発8 7 4号、昭3 3. 2. 1 3 基発9 0号)。

本業務は、建設現場、工場等で、資材や労働者等をのせたエレベーターを昇降させ、所定位置に運搬するものである。

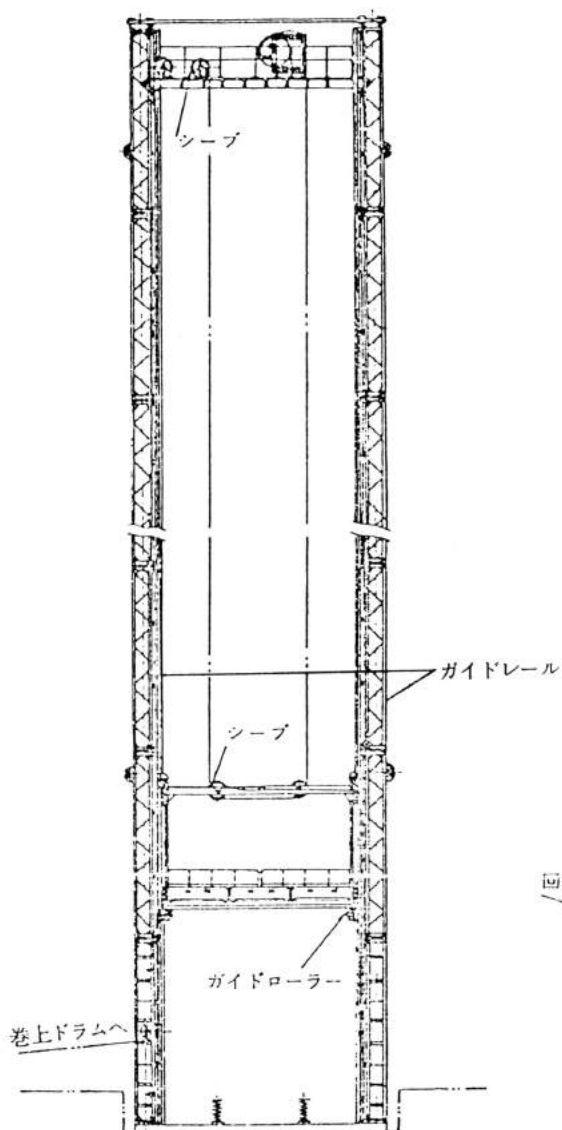
安全上の問題としては、作業者本人及び作業者以外の労働者の搬器によるはさまれ、搬器及び荷の落下等の危険並びに作業者本人の墜落等の危険がある。

建設用リフトの例

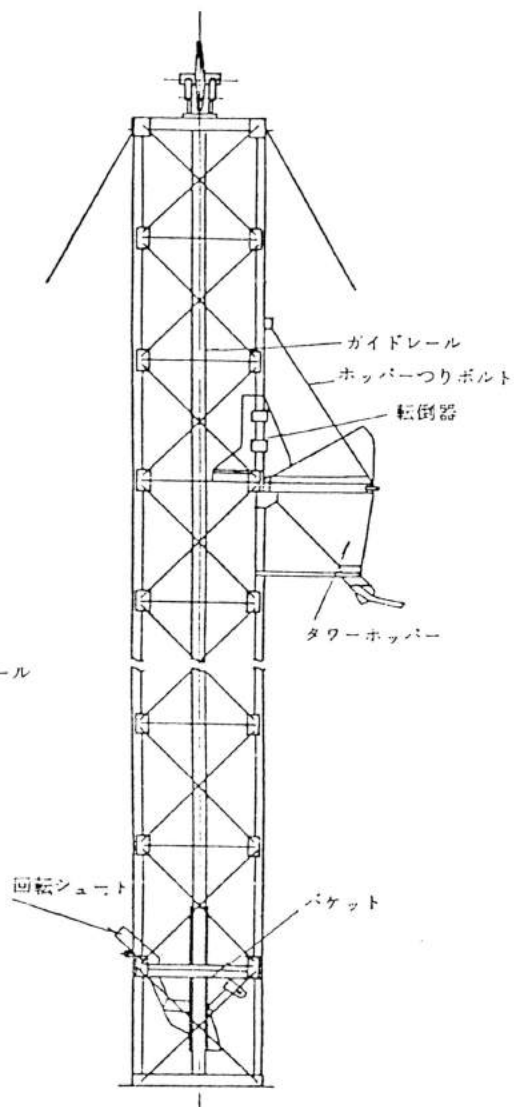
(1) 1本構リフト



(2) 2本構リフト



(3) コンクリートタワー



5 直流にあつては750ボルトを、交流にあつては300ボルトをこえる電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務（女年則8条8号）

電路とは電氣を通ずるため相互に接続する電氣機械器具、配線又は移動電線により構成された回路（参考 昭35.1.1.2.2基発990号）をいい、充電電路とは、電圧を有する電路をいい、負荷電流が流れていないものを含む（参考 昭35.1.1.2.2基発990号）。電路の支持物とは、がいし及びその支持金具、電柱及びその控線、腕木、腕金等の附属物、変圧器、避雷器、コンデンサー等の電力装置の支持台、配線を固定するための金属管、線び等の配線支持具等電路を支授する物をいう（参考 昭35.1.1.2.2基発990号）。なお、電氣機械器具とは電動機、変圧器、アーク溶接機、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電氣を通ずる機械・器具その他の設備のうち配線及び移動電線以外のものをいい（旧労働安全衛生規則124条）、配線とは固定して施設されている電線をいい、移動電線とは移動型又は可搬型の電氣機械器具に接続したコード、ケーブル等固定して使用しない電線をいう（参考 昭35.1.1.2.2基発990号）。

本業務は、発電設備、送電設備（発電所から電氣需要箇所へ架空方式又は地中方式で電力を輸送する設備）、配電設備、変電設備（構外から送られてきた電力を変成して構外に送り出す設備）、受電設備（送られてきた電力を工場やビル構内で使用するために受電する設備）及び電氣使用設備（電動機、電氣集じん装置、高電圧試験装置等）の点検、修理又は操作の業務であり、架空電線や電柱の修理工事から動力源として電氣を使用する機械器具の操作まで広範囲に及ぶ。

配電盤の操作スイッチ等により、本号に定める電圧の充電電路等の遠隔操作を行う業務は、操作回路の電圧が本号に定める電圧を有しない限り、本号には該当しない。

安全上の問題としては、充電部分に接近、接触することによる感電の危険が主であるが、作業場所によっては感電による墜落等の二次災害が起こる危険がある。

6 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務（女年則8条9号）

原動機とは、電動機（モーター）、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービン等をいい、動力伝導装置とは、原動機又は他の機械装置から機械の作業点まで動力を伝達するのに必要な機械要素で、回転軸、軸継手、歯車、プーリー、ベルト、チェーン、フライホイール（はずみ車）、クランク装置などからなる。

本業務は、労働基準法63条に、「運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ」と規定されている業務を具体化したものである。本業務のうちベルトの掛換えの業務とは、掛外し及び遷帯を含むものである（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

現行の労働安全衛生規則では、機械—総合運転方式の原動機及び当該原動機より機械に至るまでの動力伝導装置が含まれる（参考 昭45.10.16基発753号）—の掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合には、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときを除き、機械の運転を停止しなければならない（同則107条）ので、本号の業務のうちベルトの掛換えの業務を除いた業務は、労働安全衛生法令上原則として予定されていない業務である。

安全上の問題としては、可動部分に接触することによりはさまれたり、巻き込まれたりする危険及びベルトの切断により危害を受けるおそれがある。

7 起重機の玉掛の業務（2人以上の者によつて行う玉掛の業務における補助作業の業務を除く。）（女年則8条10号）

本業務は、起重機（「3 起重機の運転の業務」を参照）にワイヤロープ、つりチェーン等のつり具を用いて行う荷かけ及び荷はずしの業務をいい、荷の重量、重心等を判断し、適当なつり具を選択してバランスよくつることが

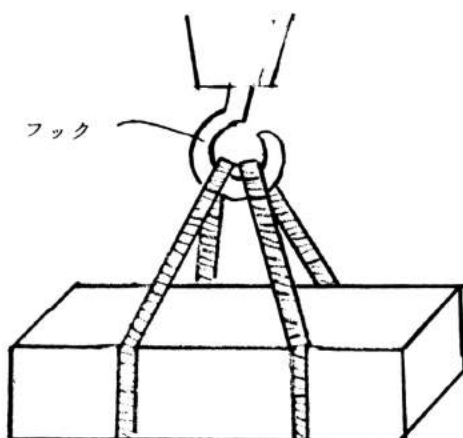
必要とされる。

とりべ、コンクリートバケット等のごとくつり具がそれらの一部となっているものを直接クレーン等のフックにかける業務は本業務に含まれない（参考 昭 4 7. 9. 1 8 基発 6 0 2 号）。

なお、補助作業の業務とは、特定された者の直接の指揮のもとに行う玉掛けの業務をいう（参考 昭 4 6. 9. 7 基発 6 2 1 号）。

安全上の問題としては、つり具その他玉掛用具の不良によってつり具自体が切断したり、玉掛要領の不良によって荷がつり具からはずれるなどして荷が落下することによる作業者本人及び作業者以外の労働者への危険がある。

玉掛けの例



8 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務（女年則8条12号）

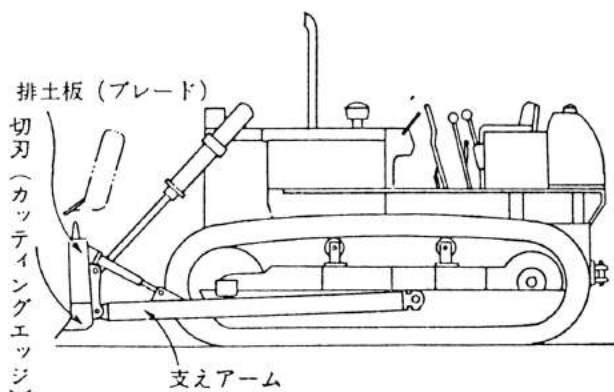
土木建築用機械とは、ガイドリック、コンクリート用エレベーター、コンクリート混合機、抗打機、空気圧縮機、碎石機、道路ローラ機等それらの機械の主目的が、土木又は建築施工用機械として造られたものを総称し、規模の大小に拘らないものである。ただし、その他の丸のこ盤、ボール盤、ポンプ等の一般製造加工用機械を土木建築現場で使用するものについては、女年則8条各号の基準による（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。また、船舶荷扱用機械とは、陸揚用機械、積込機械及びコンベヤー等荷扱用機械として必要な機械の範囲をいうものであり、その規模に拘らず適用する（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

安全上の問題としては、機械の種類によっても異なるが、機械自体の転落、転倒、激突、倒壊等による作業者本人の危険及び機械に接触することによるはさまれ、巻き込まれ等の作業者以外の労働者に対する危険、並びに機械の運搬する荷等の飛来、落下による作業者本人及び作業者以外の労働者に対する危険がある。

土木建築用機械の例（参考 労働安全衛生法施行令別表7）

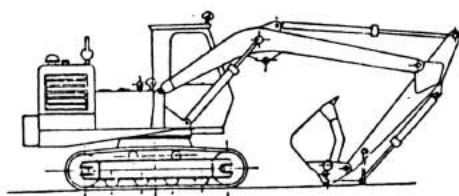
(1) 整地用機械の例

ブル・ドーザー

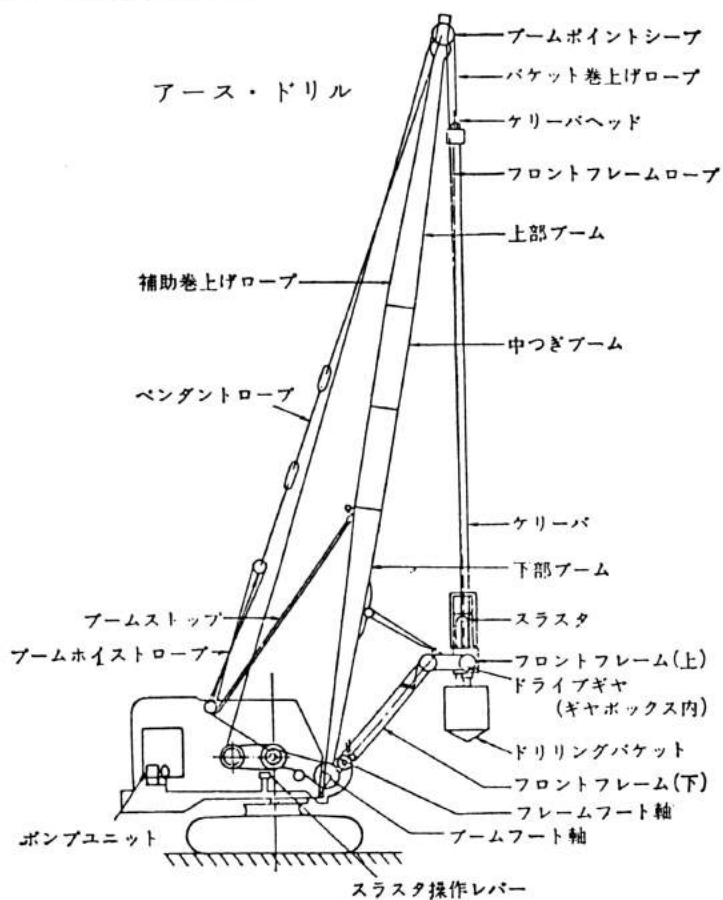


(2) 掘削用機械の例

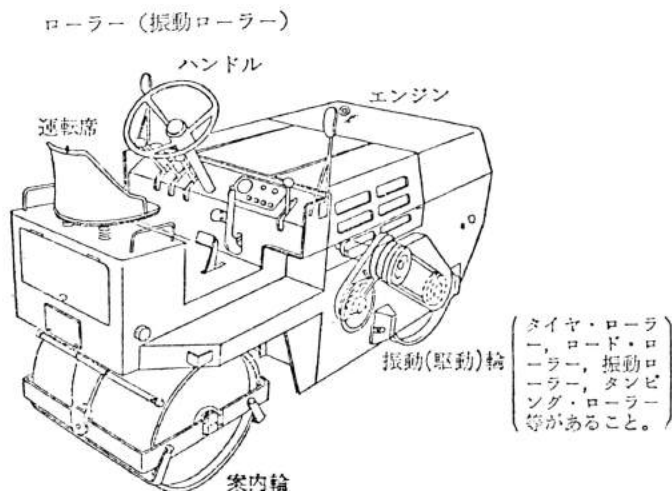
ドラグ・ショベル (バックホー)



(3) 基礎工事用機械の例



(4) 締固め用機械の例



- 9 直径25センチメートル以上の丸のこ盤（横切り用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのないものを除く。）又はのこ車の直径75センチメートル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務（女年則8条14号）

丸のこ盤とは丸のこ（円板のまわりに切歯をつけた円形のこぎり）を高速回転させて材料を切断する機械であり、帯のこ盤とは上下又は左右2個ののこ車にエンドレスの帯のこを掛けて緊張させ、一方ののこ車によって駆動して加工物を切断する機械である。本業務の機械は、製材木工用のものに限られ、製函用丸のこ等反ばつ及び接触の危険の少ないものは含まれない。横切り用丸のこ盤とは、木材を横びき（木材の繊維方向に対し、のこの切削方向及び送り方向が直角のものをいう。）することを目的とした丸のこ盤をいい、自動送り装置を有する丸のこ盤とは、自動送り用ロール、カタピラを有する丸のこ盤をいう。なお、「その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのないもの」には、走行のこ盤が含まれる。

帯のこ盤については自動ローラ送り装置のあるものであっても、接触その

他の危険が全くなくなったものと認め難いので、本号の帯のこ盤に該当すると解されている（昭 3 7. 7. 1 8 基収 4 4 9 9 号）。

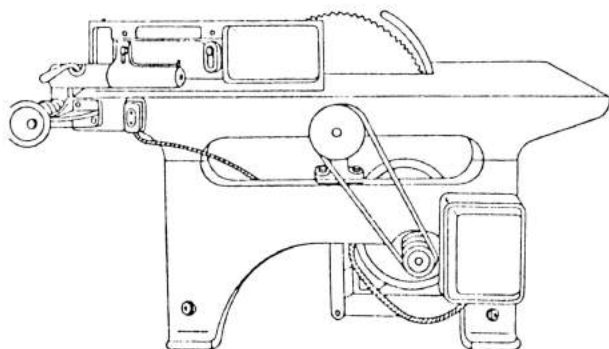
本業務にいう木材を送給する業務とはこれらの機械を使用して木材を加工する作業をいい、のこに加工された木材を受けとる先手の作業は含まれない（昭 2 3. 6. 1 0 基発 8 7 4 号、昭 3 3. 2. 1 3 基発 9 0 号）。

また、帯のこ用自動索引台車の運転操作及び移動台車上にあつて部出し操作把手をもって木材の切削所要寸法の木取を行う作業は、本号に該当する（昭 2 5. 3. 2 8 基収 7 3 5 号）。

安全上の問題としては、丸のこ盤による反ばつ（反ばつとは、送材中の加工材がさか歯の部分にかかると加工材を押し上げる力が働き、したがって加工材にのこ歯をしめつける力があるとのこ歯の回転により、加工材が送給者の方向にはね戻ることをいう。）の危険と帯のこ盤又は丸のこ盤ののこ歯に接触する危険がある。

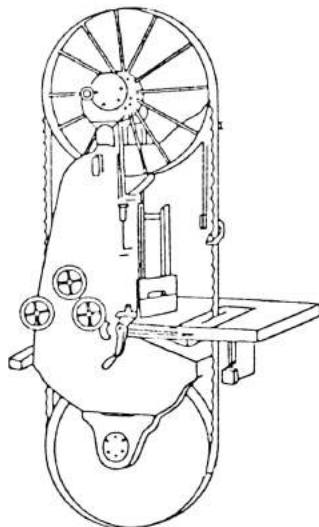
1 丸のこ盤の例

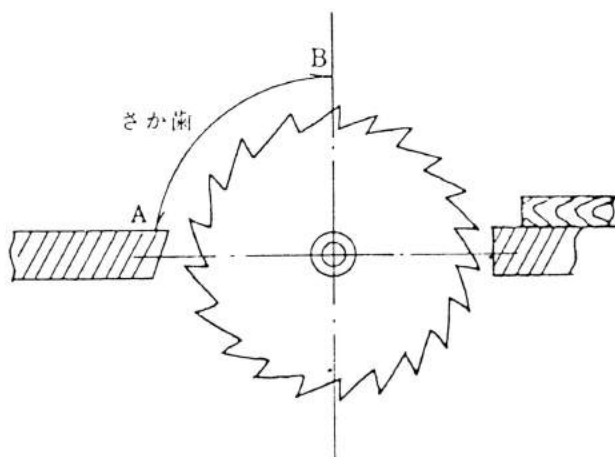
テーブル式丸のこ盤



2 帯のこ盤の例

テーブル式帯のこ盤





丸のこのさか歯

10 操車場構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務（女年則8条16号）

操車場とは、全国から送られてきた列車を切り離し、同一方向にむかう列車ごとに再編成し、効率よく列車を輸送するための施設であるが、本号の「操車場」とは、専ら列車の組成、車両の入替をする場所に限られ、指定駅その他の停車場における列車の入替、連結、解放の作業を行う場所含まない（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

本業務は、到着した列車を車両ごとに分離し、機関車で突放したり、ハンプという小丘に車両を押し上げ重力で自走させるなどの方法により、行先別に車両を仕分けし、列車に組成するものであり、線路の方向を変える転てつ機の操作等筋力を要する作業が含まれる。

安全上の問題としては、走行している車両に跳び乗ってブレーキをかけることもあるので、車両から転落したり、また連結の際車両や連結機にはさまれるなどの作業者本人の危険がある。

なお、現在国鉄等においては、本業務の危険性が高いこともあり、作業の自動化が進められている。

1.1 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務（女年則8条18号）

プレス機械とは、曲げ、打抜き、絞り等の金型を介して原材料を曲げ、せん断、その他の成形をする機械のうち、射出成形機、鋳造型成形機、型付け機、梱包プレス等労働安全衛生規則147条（射出成形機等による危険の防止）の適用を受ける機械を除いたものをいう（参考 昭47.9.18基発602号）。プレス機械は、その構造を大別すると、固定したベット、直線往復運動をするスライド、フレーム、原動機、動力伝導装置等からなる。

鍛造機械とは、金属に強い力を加えて鍛練し、所要の形状にする機械で、ハンマー、ヘッダー等がこれに該当する。特に、ハンマーは、鍛造機械として最も古くから使用されている。

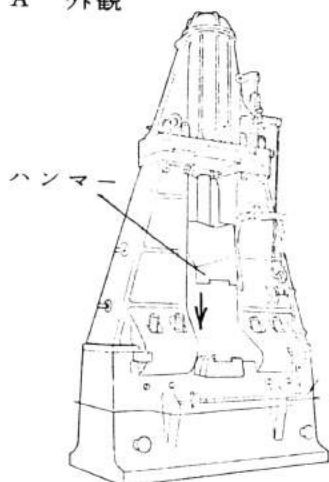
本業務は、プレス機械又は鍛造機械を蒸気又は圧縮空気によって運転し、金属の鍛圧、切断、成形その他の加工を行う業務をいい、これらの機械を運転する作業及び加工品の取扱いの作業を含むものである（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。現在、蒸気によるプレス機械はほとんど使われておらず、また圧縮空気によるプレス機械—いわゆるエアプレス—はプレス機械としては小型であって、圧力能力が大きいものでも5トン程度である。

安全上の問題としては、金型等の可動部分に手指等をはさまれたり、巻き込まれたりする作業者本人の危険がある。

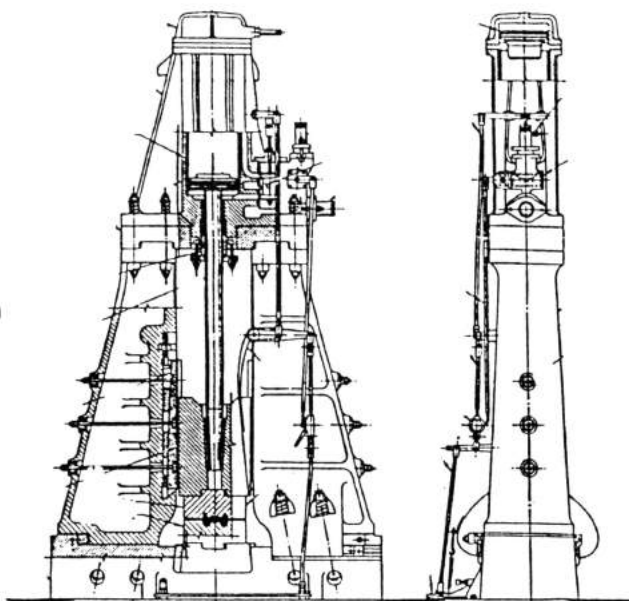
鍛造機械の例

ハンマー

A 外観



B 構造



12 動力によるプレス機械、シヤー等を用いる厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務（女年則8条19号）

シヤーとは、受け刃等に対して垂直に動く真直な又は角度をもった刃物を備え、原材料をせん断又は断さいするために使用する機械をいい、スライサー、スリッター及び回転切断機は該当しない（参考 昭47.9.18基発602号）。具体的には、金属シヤーと紙裁断機をさす（動力によるプレス機械については、「11 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務」を参照）。なお、本号は昭和45年の改正前は「動力による打抜機、切断機等を用いる厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務」

と規定されており、「打抜機、切断機等」とは打抜機（パンチングマシン）、切断機（シャリングマシン）及びこれらと同程度に危険性のある機械と解されていた（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。鋼板の「厚さ8ミリメートル以上」とは、それらの機械の規模を判定する基準と解されている（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

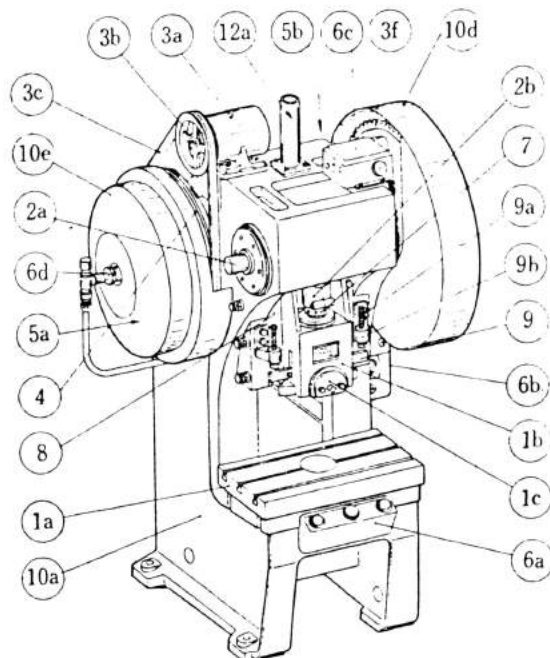
いわゆる先手の業務（切断後の鋼板等を切断機から掻き出す作業）は、本業務に含まれるが、先手の作業を除く加工材料の運搬取扱いの作業は、本業務に該当しない（昭39.10.20基収5123号）。

なお、動力によるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務は、女年則8条15号で年少者にのみ就業が制限されている。

安全上の問題としては、可動部分に手指等をはさまれたり、巻き込まれたりする作業者本人の危険がある。

1 動力によるプレス機械の例

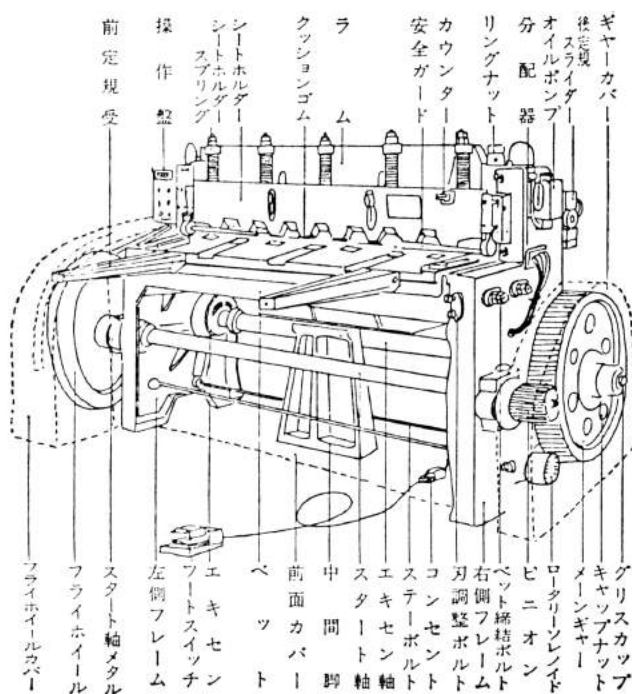
クランクプレス



構造区分	部番	部品名
1.型取り付け	1 a	ボルスタ（盤板）
	1 b	スライド
2.スライド駆動	2 a	クランク軸
	2 b	コネクティング・ロッド
3.動力源と動力伝達	3 a	モーター
	3 b	ベルト・プーリ
	3 c	Vベルト
	3 f	ギヤ
4.エネルギー蓄積	4	はずみ車（フライホイール）
5.クラッチとブレーキ	5 a	フリクション・クラッチ
	5 b	ブレーキ
6.クラッチ・ブレーキの操作	6 a	操作ボタン
	6 b	制御盤、操作盤 電気機器、電気回路、空気機器、空気配管
7.スライド調節	7	コネクション・スクリュー
8.スライド案内	8	スライド・ギブ
9.ロックアウト	9	ロックアウト・ビーム
10.加工反力の支持	10 a	フレーム
11.モーターの運転制御	6 b	制御盤（マグネット・スイッチその他）

2 シャーの例

金属シャー



1.3 バイレン機を用いる鋳物の破壊の業務（女年則8条20号）

バイレン機とは、屑鉄の処理を目的とする機械で、鋼材を三又状に組み立て、300～1300キログラムの鋼鉄のおもりを案内棒にすべらせて落下させ、鋳物を破壊せしめる機械であり、一般に破壊の際、周囲に飛散する破片を防ぐ措置として丈夫な柵を設けている。

従前、鋳物産業等で使用されていたが、破碎時に著しい騒音を発生し、それが近隣に伝播する等から、現在ではほとんど使用されていない。

1 4 手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務(女年則8条21号)

手押しかんな盤は、最も普及している木工機械の一つで、加工物を手動送りして平削り加工を行う木工機械で、動力により回転するかな胴(刃が取り付けられている。)、昇降できるテーブル、案内用の定規などで構成される。いわゆるポータブル電気かなは、スタンド等の附属品を併用して定置形とし、手押しかんな盤と同様な状態において使用する場合でない限り該当しない(昭39.11.25基収7238号)。また、チップ工場における皮はぎ機は、本号にいう「手押しかんな盤」には該当しない(昭34.4.13基収2018号)。

単軸面取り盤とは、垂直の単軸に刃(カッター)を取り付けたものであり(昭34.3.11基収1408号)、主として側面削りをする木工機械である。テーブル上の単軸の両側に配置されている定規面に、加工物を押しつけ、スライドさせて削り加工を行うものである。

本業務は、木工用ブレーナー、単軸面取盤(スピンドルモールジングマシン)に材料を機械送り又は手送りにより送給する業務をいい、これらの機械から送り出される加工済の木材を受け取る業務は含まない(昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号)。

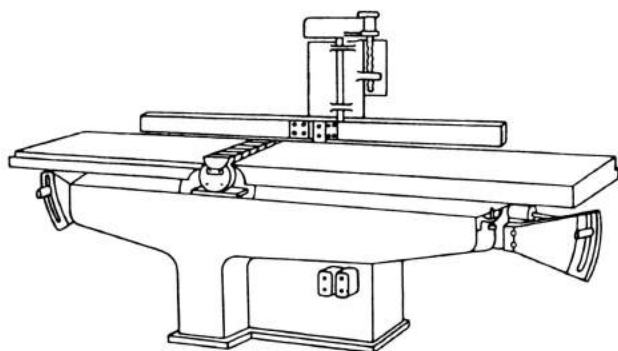
なお、木履工業の製作工程中で使用されている丸目鉋^{かんな}及び天鉋の如き鉋機を使用する業務は、本号の業務に含む趣旨ではなく、また糸鋸^{のこ}についても本号に抵触しない(昭24.1.5基収3422号)。

更に、かなが固定静止している木工用かな盤で、材料が送りローラーによって自動的に送給され、かつ、送りローラーに作業者の手が触れないようなカバーがあり、そのカバーを取り除いては作業のできないものであっても、文言上は本号の「手押しかんな盤」に該当するものであるが、一般の「手押しかんな盤」に比して危険性が少ない実態に鑑み、これを用いる業務に女子を就かせても本号の違反として取り扱わないものとする(昭30.2.17基収180号)とされている。

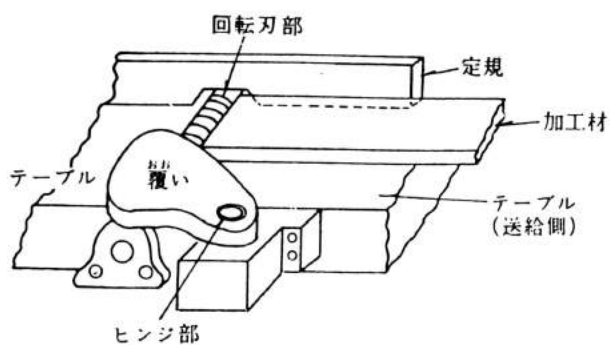
安全上の問題としては、刃に接触する作業者本人の危険がある。

手押しかんな盤の例

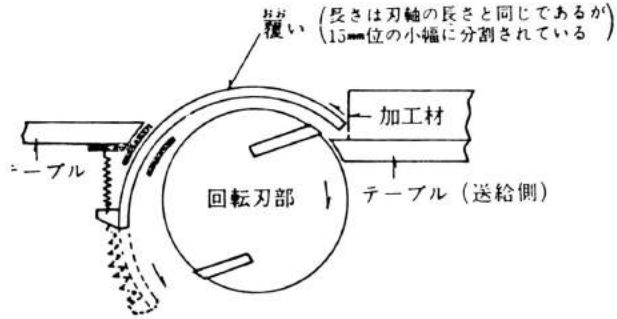
直角削り手押しかんな盤



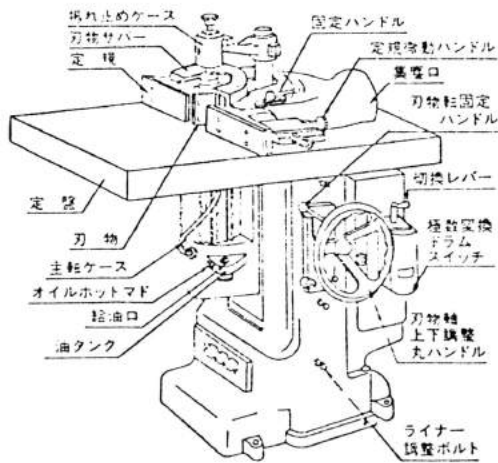
手押しかんな盤の可動式接触予防装置
(覆いが水平に動くもの)



手押しかな盤の可動式接触予防装置
 (覆いが回転刃周面に沿って開閉するもの)



単軸面取り盤



15 岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務（女年則8条22号）

破砕機とは、鉱業、窯業等で岩石又は鉱物の粉碎に用いられる機械で、本号の「破砕機」にはクラッシャー型（回転体により叩砕するもの）、ローラーミル型（ローラーにより圧砕するもの）及び搗機によるものを含む（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

なお、搗機は、現在ほとんどみられない。

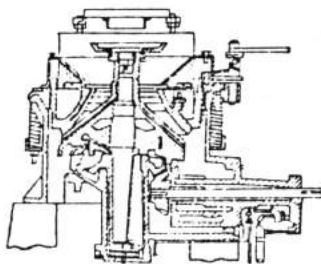
本業務は、破砕機に材料を送給するものであって、破砕機からの内容物の取出しは含まれない。

安全上の問題としては、開口部からの転落、可動部分に接触することによる巻き込まれ等作業者本人の危険がある。

破砕機の例

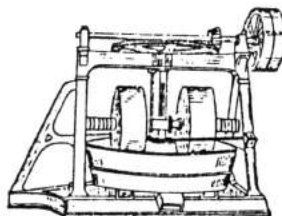
1 クラッシャー型

円すい粉碎機



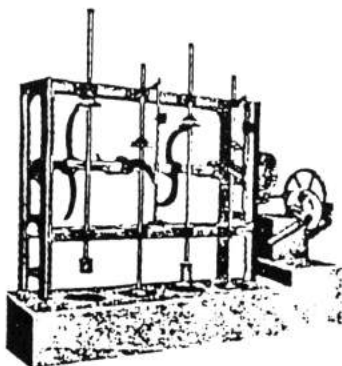
2 ローラーミル型

エッジランナー



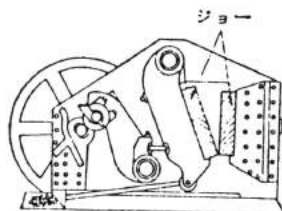
3 搗機

スタンプミル



4 その他

ジョークラッシャー



16 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5メートル以上の地穴における業務（女年則8条23号）

土砂が崩壊するおそれのある場所とは、露天堀、山道の開発、大規模の切り取り作業等におけるごとく、土砂又は岩石の崩壊又は落下の危険のある場所をいい、深さ5メートル以上の地穴とは、ビルディングの根切の作業、井戸の平堀作業等で、作業面の四囲の地表との差が5メートル以上ある地穴をいう（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。なお、相対する2側面のみが衝壁をなし、他の相対する2側面は開放されているいわゆる溝渠状をなす作業現場（例―溝堀削の場合の溝―編者注）は、地穴に該当するものとはいいがたく、土砂が崩壊するおそれのある場合は本号前段に該当する場所として取扱うものとされている（昭34.5.28基収494号）。

本号は、土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5メートル以上の地穴におけるすべての業務をいう。土木・建築業等における明り掘削やずい道等の出入口付近の掘削の作業、石切業における採石作業等があげられ、この種の作業では、各種の建設機械、ダイナマイト等が使用されたり、圧気工法（河底その他地下水の多い箇所を掘削する場合に掘削箇所に圧縮空気を送気して地下水を排除しつつ作業をすすめる工法）が用いられる場合もある。

安全上の問題としては、土砂の崩壊、岩石の落下等の危険がある。

なお、労働基準法64条は女子の坑内労働の禁止を規定しており、鉱山における坑内労働はもとより、建設中のずい道内部における作業も、一般的には、同条に規定する坑内労働に該当するものと考えられる。

17 高さ5メートル以上の箇所て墜落により労働者が危害を受けるおそれがあるところにおける業務（女年則8条24号）

本号は、昭和43年の改正前は「高さ5メートル以上の吊足場、又は棒はりの上における業務その他これに準ずる業務」と規定され、これについては、高さ及び足元の安定度合の2条件から危険の基準を定めたものとの解釈が出されていた（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

本号の「墜落により労働者が危害を受けるおそれがあるところにおける業務」の解釈に当たっても、足元の安定度合が重要な判断基準となると考えられ、本号に該当する具体的な業務として、①^{ひとかわ}一側足場上の作業②建築物の骨組み、鉄塔等の組立て等の際の棒はり上での作業③電柱、立木上での高所作業④クレーン上部での点検作業⑤手すり等が設けられていない作業構台、屋根等の端及び開口部付近における作業⑥勾配が40度以上の斜面における作業等があげられる。

なお、労働安全衛生法令上の要件を満たした本足場が設けられている場合には、一般的に本号には該当しない。

18 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）（女年則8条25号）

足場とは、いわゆる本足場、一側足場、つり足場、張出し足場等のごとく建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋳打、部材の取り付け又は取りはずし等の作業において、労働者を作業箇所に接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬又は集積を主目的として設けるさん橋又はステーキング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない（参考 昭34.2.18基発101号）。

足場を材料からみると、丸太足場、鋼管足場があり、このうち鋼管足場は、単管足場とわく組足場とに分けられる。単管足場とは、現場で鋼管を継手金具及び緊結金具を使用して丸太足場と類似の構造に組む足場をいい、わく組足場とは、あらかじめ鋼管を主材として一定の形に製作したわくを、現場に

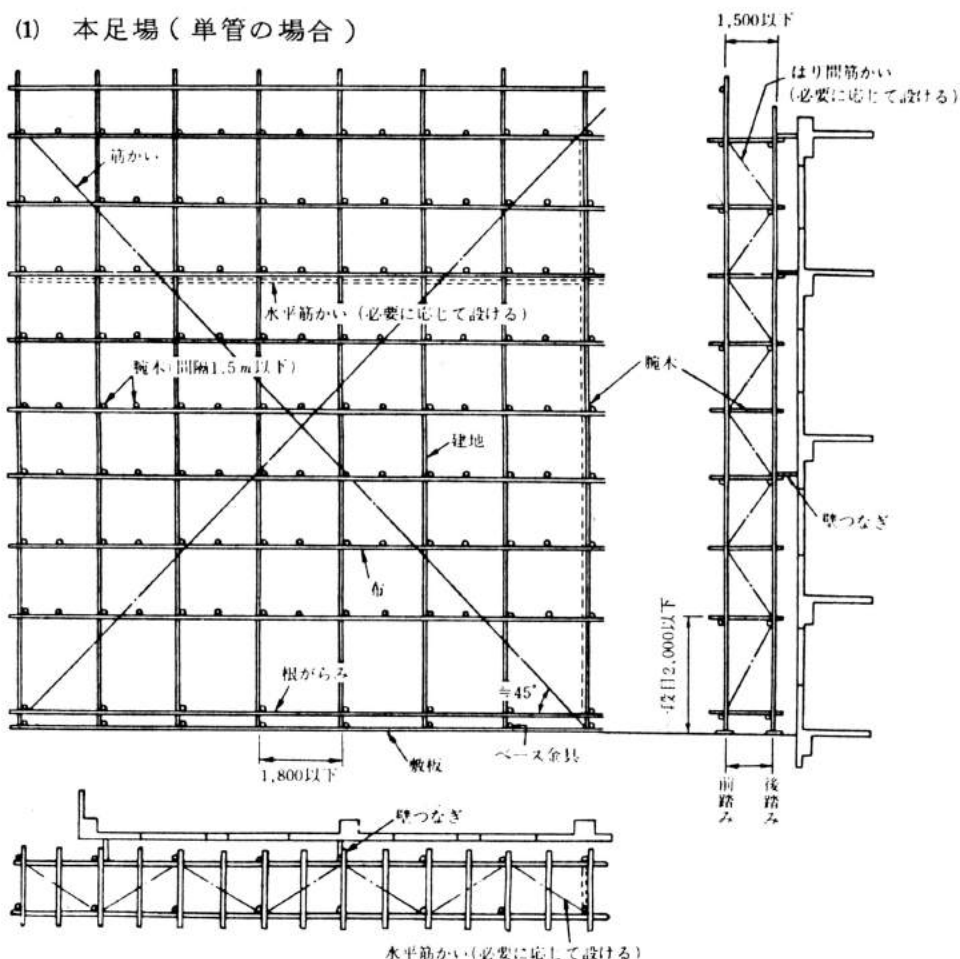
において特殊な附属金具や附属品を使用して組み立てる足場をいうものである（参考 昭34.2.18基発101号）。

本業務は各種の足場材を用いて、足場の組立、解体、変更を行うものである。地上又は床上における補助作業とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等安定した作業床の上における作業をいう（昭34.2.18基発101号）。

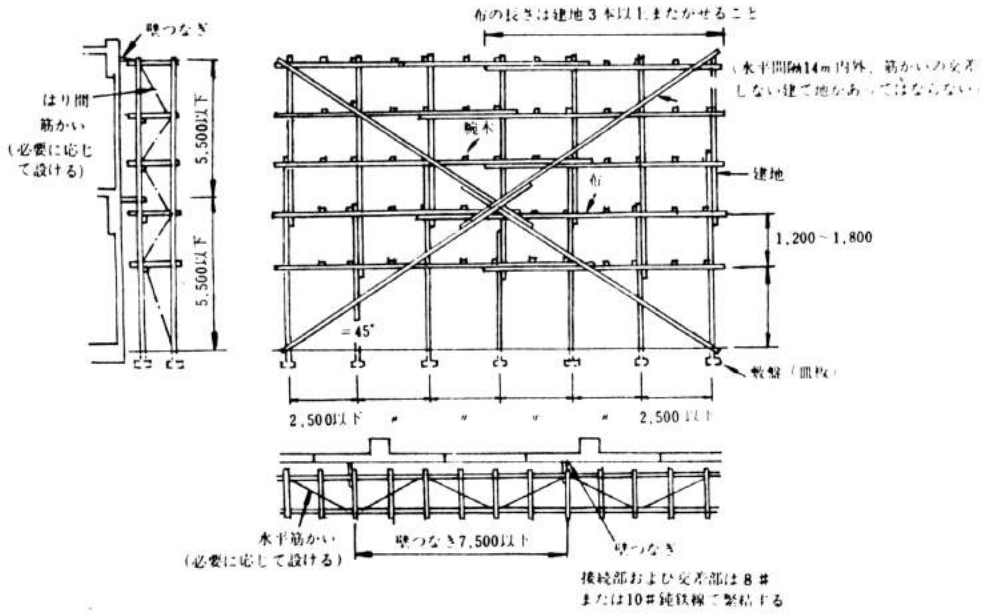
安全上の問題としては、高所作業であることから作業者の墜落、足場材等の飛来、落下、更には足場自体の倒壊等作業者本人及び作業者以外の労働者の危険がある。

足場の例

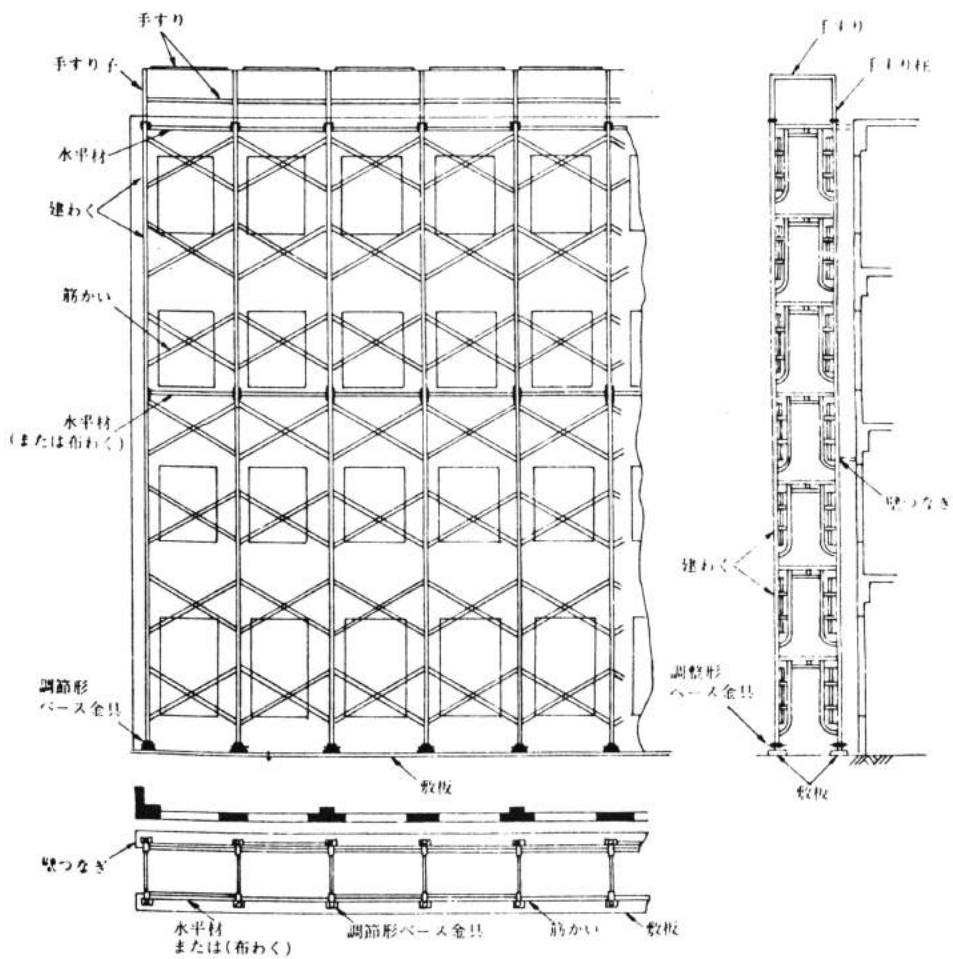
(1) 本足場（単管の場合）



(2) 丸太本足場



(3) わく組足場



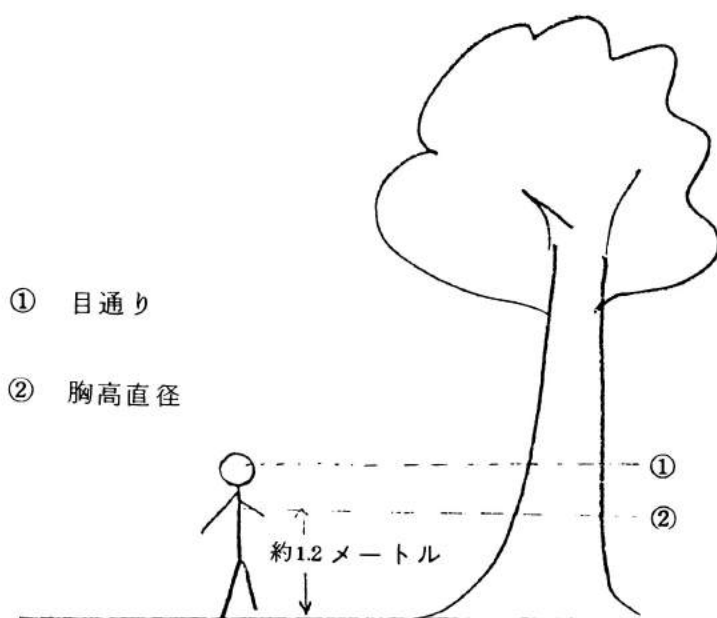
19 直径35センチメートル以上の立木の伐採の業務（女年則8条26号）

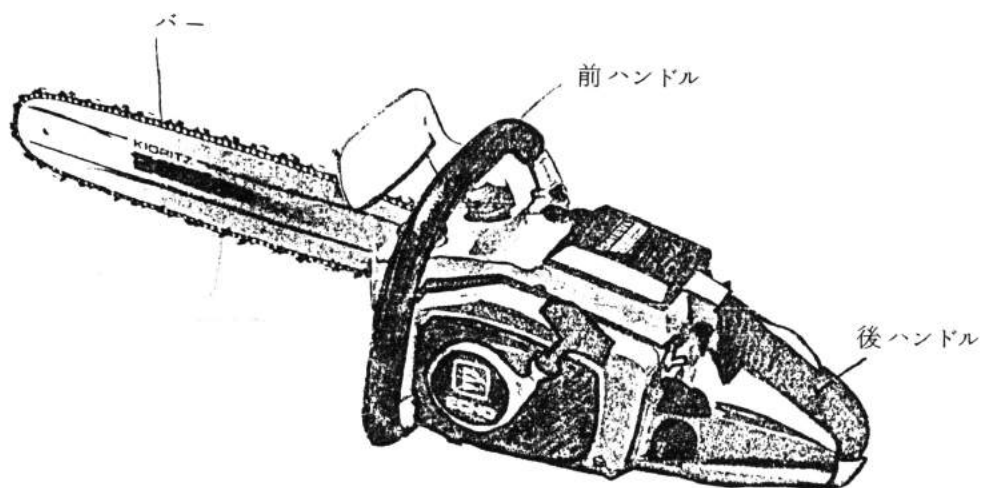
本号にいう「直径35センチメートル以上の立木」とは、「原木の寸法が目通り35センチメートル以上」の意である（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

一般に、山の斜面においてチェーンソー、オノ等を用いて立木を切り倒し、あらためて足場を確保したのち枝払い、玉切り等造材を行う。

なお、立木の寸法については労働安全衛生法では、目通りではなく、胸高直径（地上約1.2メートルの高さにおける平均直径（円周の長さを3.14で除した値）をいう（参考 昭36.3.13基発183号）。）を用いている。

安全上の問題としては、足場の不安定による墜落、転落、また伐倒した木の下敷きになる等作業者本人及び作業者以外の労働者の危険がある。





20 木馬道、修ら、管流等による木材の搬出の業務（女年則8条27号）

伐木、造材した木材は、一般的には伐採現場付近に一たん集材し、積み重ねておく。そこから山元土場に運材し、山元土場からトラック、鉄道車両で輸送する。土場とは、材木を集積しておく平らな場所をいい、山元土場とは、山のふもとにある土場のことである。

本号にいう「木材搬出の業務」とは、伐採現場から山元土場までの木材運搬中、特に危険度の高いものの意であって、木馬、索道、そり、集材機等による木材運搬の業務をいい、工場、一般道路、河川、駅構内等における木材運搬の業務は含まない（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。

木馬道とは、路面に盤木^{はんぎ}と称するまくら木状の木材を進行方向に直角に並べた土道又はさん橋で、その上を木材積載の木馬を人力で引いていくものである。木馬とは、親骨に横木を取り付け、運材のために使用するそり状の運材用具をいう（参考 昭36.3.13基発183号）。

修ら^{しゆ}とは、土修羅、道修羅、木修羅、凍修羅、雪修羅、板修羅、機手^{きて}等木材の自重を利用して木材を搬出させる設備をいう（参考 昭36.3.13基発183号）。

管流^{くだながし}とは、河川又は溪流で木材を個々別に流下させる方法であり、筏流^{いかだなが}しはこれに含まれない。

また（運材）索道とは、「架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備」（労働安全衛生法施行令6条3号）をいい、集材機とは、エンジン、動力伝導装置、ドラムからなる機械本体であり、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ空中において運搬する機械集材装置の主要機器である（同令6条3号及び参考昭46.4.15基発309号）。

本業務には、山元土場における盃積^{はい}み及び盃崩しの作業は含まれる（昭23.6.10基発874号、昭33.2.13基発90号）。土場における盃積みの作業とは、集積方法の種類に拘わらず土場に材木を積みかさねる作業をいう（

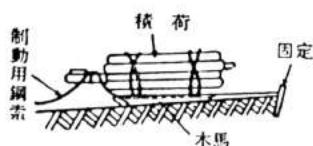
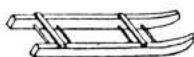
昭 2 3. 8. 2 基収 2 1 9 0 号) が、危険がなく、遠方で綱を引張っている程度の補助的なもので禁止する趣旨ではない(昭 2 4. 1. 6 基収 3 2 号)。

木材の木馬への積載又は積下しの手伝いは、修ら土場における盃積作業に類する危険作業ではない。また、臨時的の必要に応じ平坦な木馬場で行われる後押し作業は、木馬道の作業とはみなされない。更に、木馬道から外れたワイヤーを直す作業は、木馬の運行を止めて行うべきであるが、木馬運行中に行う当該作業は、本号の業務として取扱うべきである(昭 2 5. 1. 2 4 基収 3 1 3 号)。

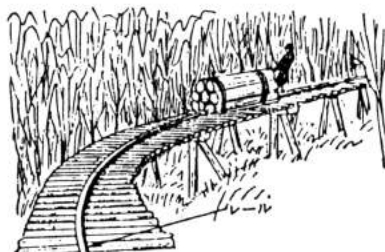
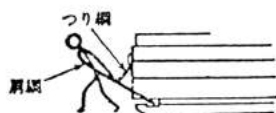
木馬道、修ら、管流による木材搬出の業務は危険が大きく、かつ重筋肉労働であるが、特に管流は、現在ではほとんどみられず、木材搬出については機械集材装置、運材索道等の機械による集運材作業が普及している。

安全上の問題としては、木材等の飛来、落下、木馬の転倒等による作業者本人及び作業者以外の労働者に対する危険のほか、山の斜面等不安定な場所における作業のため、作業者本人の墜落、転落等の危険がある。

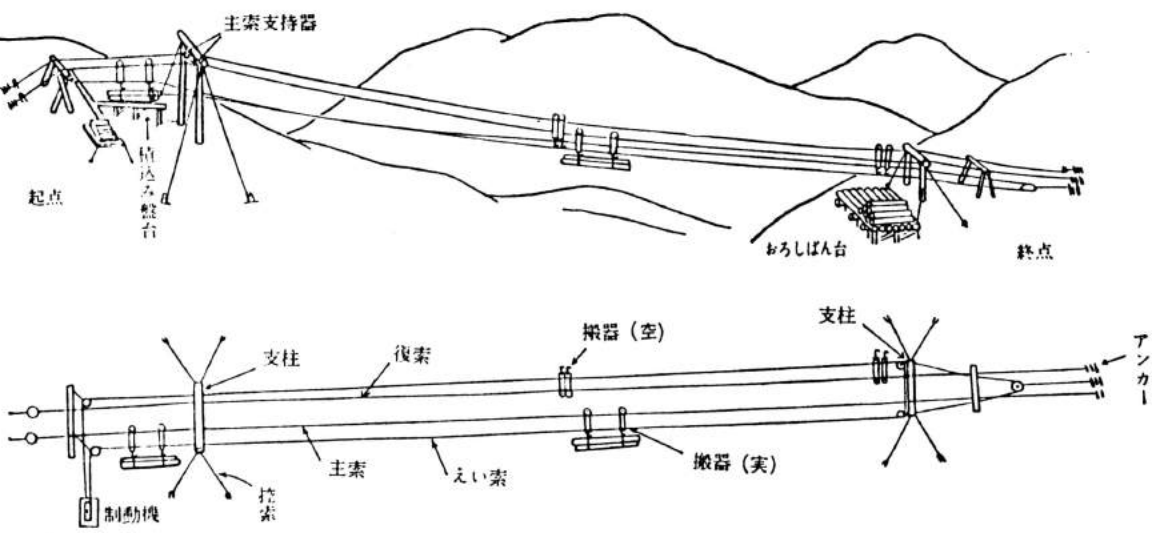
木馬



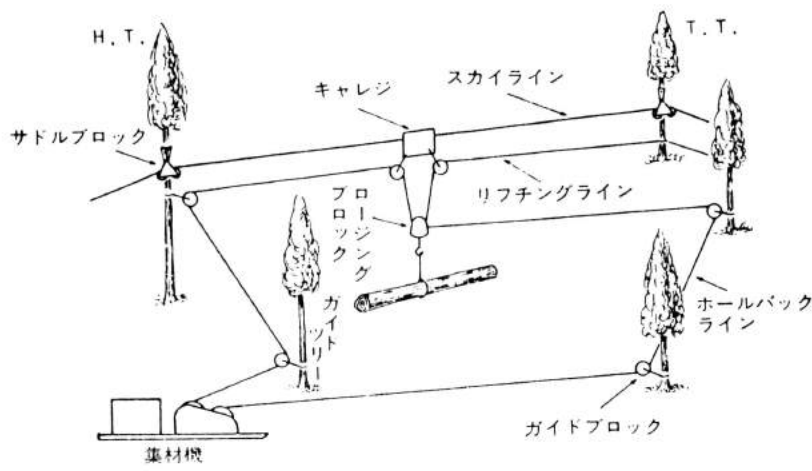
単軌木馬

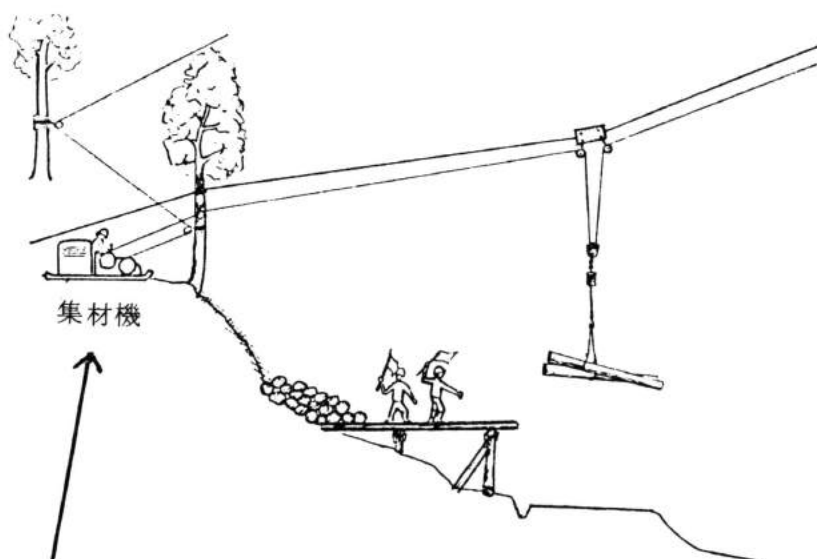


運材索道



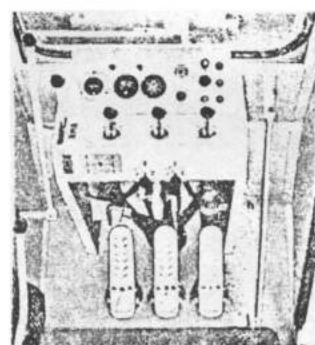
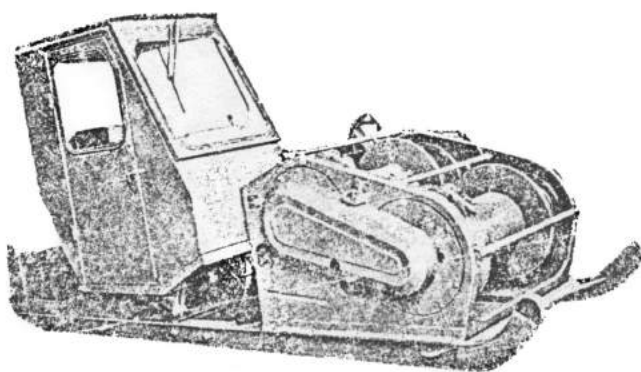
集材機の索張りの例





集材機

運転室内部



Ⅱ 有 害 業 務 の 概 要

1 鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これらに準ずる有害なもののガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（女年則8条33号）

本号の「発散する場所」とは、作業場の空気がこれらの物質のガス、蒸気又は粉じんを次の限度以上に含有する場所をいう。

鉛（1立方メートル中0.5ミリグラム）、水銀（1立方メートル中0.1ミリグラム）、クローム（1立方メートル中0.5ミリグラム）、ひ素（1）、黄りん（2）、ふっ素（3）、塩素（1）、塩酸（10）、硝酸（40）、亜硫酸（10）、硫酸（1立方メートル中5グラム）、一酸化炭素（100）、二硫化炭素（20）、青酸（20）、ベンゼン（100）、アニリン（7）、単位は、特記しないものについては100万分の1単位とする（昭23.8.12基発1178号）。

なお、上記通達で場所の判断に当たって基準がある鉛、水銀、クローム、ふっ素、塩素、青酸及びベンゼンについては、鉛中毒予防規則及び特定化学物質等障害防止規則で、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場等には原則として局所排気装置（有害ガス等の発散源に近いところに吸込み口を設けて、局部的かつ定常的な吸引気流をつくり、その気流にのせて有害物が拡散する前になるべく発散したときのままの高濃度の状態で吸い込み、作業者が汚染気流に暴露されないように搬送排出する装置）の設置が義務づけられており、その局所排気装置は当該物質の気中濃度が労働大臣の定める値を超えないようにする能力を有していなければならないと規定されている。この値は、上記通達に示されている空気中濃度の値と同じか、それより厳しい（濃度については、参考資料Ⅱ1参照）。

「その他これらに準ずる有害なもの」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く。）、りん化水素、ひ素化合物、シアン化合物、クローム化合物、臭素、ふっ化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）、アンモニア、ホルムアルデヒド、エーテル、塩酸アミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガスをいうが、分量軽少で衛生

上有害でない場合はこれを含まない（昭23.8.12基発1178号）。

また、有機溶剤中毒予防規則1条1項6号ヲの業務（有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務）、又はタンク内において1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤中毒予防規則2条又は3条で定められた算式で計算した量をこえるタンク内作業は、本号に該当するものである（昭38.4.12基発420号）。

2 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

（女年則8条36号）

本号の高熱物体を取り扱う業務とは、溶融又は灼熱せる鉱物、煮沸されている液体等摂氏100度以上のものを取り扱う業務をいい、著しく暑熱な場所とは、労働者の作業する場所が乾球温度摂氏40度、湿球温度摂氏32.5度、黒球寒暖計示度摂氏50度又は感覚温度摂氏32.5度以上の場所をいう（昭23.8.12基発1178号）。

3 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

（女年則8条37号）

本号の低温物体を取り扱う業務とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚にふれ又はふれるおそれのある業務であり、著しく寒冷な場所とは、乾球温度摂氏零下10度以下の場所をいうが、空気の流動ある作業場では気流1秒当たり1メートルを加うるごとに乾球温度摂氏3度の低下あるものとして計算する（昭23.8.12基発1178号）。冷蔵倉庫業、製氷業、冷凍食品製造業における冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部における業務等が本号に該当する（昭23.8.12基発1178号）。

4 異常気圧下における業務（女年則8条38号）

異常気圧下における業務とは、次に掲げる高気圧下又は低気圧下における業務をいう。

(1) 高気圧下における業務

- (i) 潜函工法、潜鐘工法、圧気シールド工法その他の圧気工法による大気圧をこえる圧力下の作業室、シャフト等の内部における業務
- (ii) ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器（アクアラング等）を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて行なう業務（水深10メートル未満の場所における業務は、違法として取り扱わないこと。）

(2) 低気圧下における業務

海拔3000メートル以上の高山における業務（屋内における業務は違法として取り扱わないこと。）（昭23.8.12基発1178号、昭42.9.8安発23号）

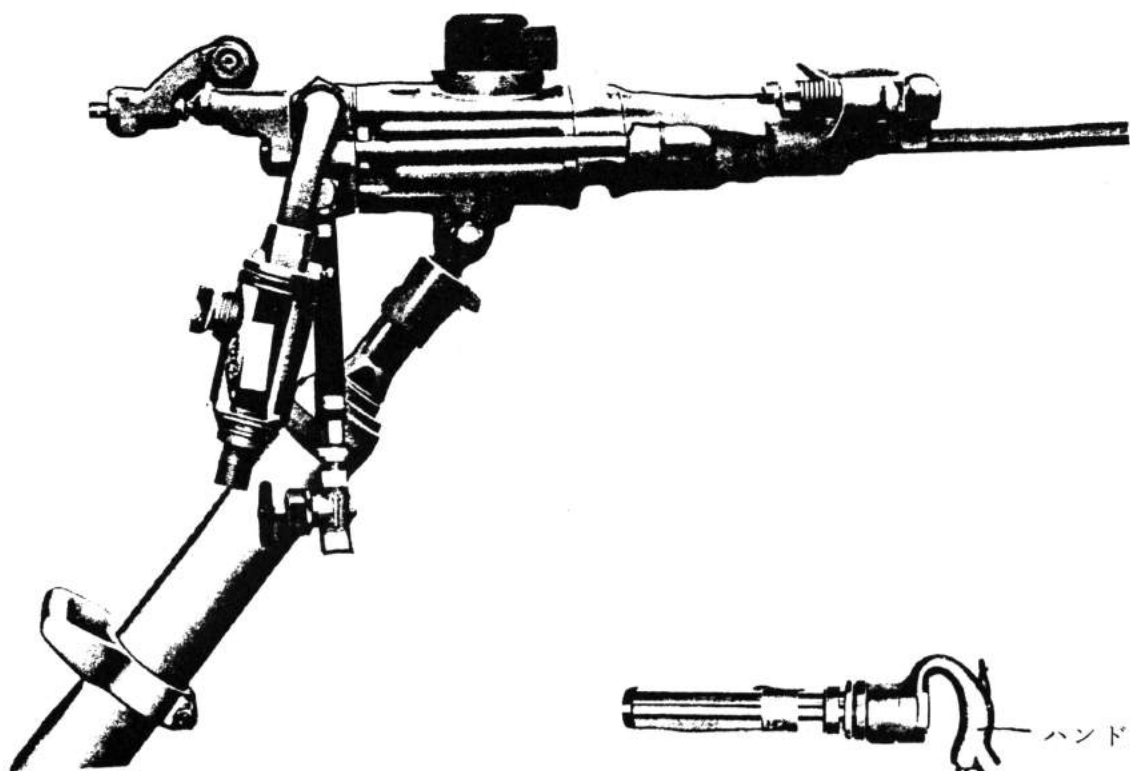
なお、潜水の業務—上記(1)(ii)に同じ—は、労働安全衛生法令により潜水土免許を有する者でなければ従事できないが、女子は潜水土免許の欠格事由とされていないので、潜水土免許を取得することができる。

5 さく岩機、びょう打機等の使用によつて身体に著しい振動を受ける業務（女年則8条39号）

本業務については、(1)衡程70ミリメートル以下及び重量2キログラム以下のびょう打機はこれを含まない、(2)(1)以外のびょう打機、さく岩機等を使用する業務はすべて本号に該当するとされている

（昭23.8.12基発1178号）。

チェーンソーを使用する業務も、一般的には本号に該当すると考えられる。



さく岩機

びょう打機

(縮尺度同じ)

6 重量物を取り扱う業務（女年則7条）

本条にいう重量物を取り扱う業務とは、下記の表に掲げるものをいう。

区 分	断続作業の場合の重量 (キログラム)	継続作業の場合の重量 (キログラム)
満 1 6 歳 未 満 の 女 子	1 2	8
満 1 6 歳 以 上 満 1 8 歳 未 満 の 女 子	2 5	1 5
満 1 8 歳 以 上 の 女 子	3 0	2 0

ただし、満 1 8 歳以上の女子については、断続作業においては 4 0 キログラム、継続作業においては 3 0 キログラムを超えない範囲において、使用者が所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合においては、この限りではないが、今日まで、許可された事例はない。

作業方法については、特に示されていないが、「取り扱う」とは直接に重量物を荷う場合をいい、押す場合は含まれないものと考えられる。

参 考 資 料

参考資料を利用するに当たっての注意

1 参考資料（危険業務）

- (1) 「業務の概要」欄には、できるだけ各就業制限業務の具体的な姿がとらえられるよう、当該業務の作業手順、使用工具等を掲げているが、当該業務の範囲が広く、その態様が多種多様なため、主要な業務すべてについて掲げることはできないものについては、代表的な業務の一例について記載している。
- (2) 「本業務に関連する免許・資格（女子が取得不可能又は困難であるもの）」欄には、本業務の就業が制限されていることにより、女子が法令上取得することのできない又は実態上取得することの困難な免許又は資格であって国によって付与されるものを掲げた。なお、免許・資格には、一定の職務を行うに当たって必ず有していなければならない免許・資格及び一定の職務に必要な特定の知識、技能水準を認定する資格があるが、後者には△印を付けている。更に、当該免許資格に係る所管官庁名を次のような略語を用いて付記した。
- （例） 労働省→（労）、通産省→（通）、建設省→（建）
- (3) 「労働安全衛生法令上の規制」欄には、当該就業制限業務に対する労働安全衛生法令上の危険防止に関する規制の主なものを掲げている。
- イ 人的規制……労働安全衛生法第6章「労働者の就業に当たっての措置」のうち次の表に掲げるものをいう。

人的規制	内 容
就業制限 〔法61〕	事業者は、特定の危険業務については一定の免許・資格を有する者でなければ当該業務につかせることはできず、またそれらの者以外の者は当該業務を行ってはならない。
特別教育 〔法59③〕	事業者は、特定の危険・有害業務に労働者をつかせるときは、特別の教育を行わなければならない。

- ロ 物的規制……労働安全衛生法第 5 章「機械等及び有害物に関する規制」のうち次の表に掲げるものをいう。

物的規制	規制対象者	内 容
製造許可 〔法 37〕	製造しようとする者	製造する前にあらかじめ製造しようとする特定機械等について都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。
構造検査	製造した者	特定機械等について都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。
溶接検査	溶接によるボイラーの溶接をしようとする者	同 上
使用検査	輸入した者、使用廃止したものを再び設置しようとする者等	同 上
製造検査 〔以上法 38①〕	製造した者	同 上
落成検査	設置した者	特定機械等について労働基準監督署長の検査を受けなければならない。
変更検査	部分、設備に変更を加えた者	同 上
使用再開検査 〔以上法 38②〕	使用を休止したものを再び使用しようとする者	同 上
性能検査 〔法 41②〕	検査証の有効期間の更新を受けようとする者	特定機械等について労働基準監督署長又は検査代行機関による検査を受けなければならない。
一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限 〔法 42〕	(すべての者)	特定機械等以外の機械等で、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。
個別検定 〔法 44〕	製造した者、輸入した者	法 42条の機械等のうち政令で定めるものについては労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関による検定を製品一品ずつについて受けなければならない。

物的規制	規制対象者	内 容
型式検定 〔法４４の２、 ４４の３②〕	同 上 型式検定合格証の有効 期間の更新を受けよう とする者	法４２条の機械等のうち個別検定によることが 適当でない機械等で政令で定めるものについて は、労働大臣又は型式検定代行機関による検定 をサンプルについて受けなければならない。 同 上
特定自主検査 〔法４５②〕	事業者	政令で定める機械等については、一定の資格を 有する者又は検査業者に定期的に検査を行わせ なければならない。

ハ その他の規制……労働安全衛生法第５章及び第６章以外の章に定める措置等をいう。第４章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」が、その主なものである。

- (5) 「その他の法令による規制」欄には、労働安全衛生法令以外の法令で当該業務について安全衛生確保のための規制を行っているものを掲げている。

2 参考資料（有害業務）

- (1) 「具体的な業務」欄のうち女年則８条３３号に係るものについては、主に、各有害物質の用途を掲げている。

なお、各有害物質の用途は、労働省安全衛生部監修「危険・有害物便覧」を参照した。

- (2) 「労働安全衛生法令上の規制」欄には、当該就業制限業務に対する労働安全衛生法令上の健康障害防止に関する規制の主なものを掲げている。

イ 人的規制……１(4)イに同じ。

ロ 物的規制……労働安全衛生法第５章「機械等及び有害物に関する規制」のうち以下のものをいう。

物的規制	規制対象者	内 容
一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限 〔法４２〕	(すべての者)	特定機械等以外の機械等で政令で定めるものは労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。
製造等の禁止 〔法５５〕	(すべての者)	労働者に重度の健康障害を生ずる物で政令に定めるものは製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。
表 示 等 〔法５７〕	容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者	労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で、政令に定めるもの、又は製造許可を受けなければならない物の容器又は包装に名称、成分及びその含有量等を表示しなければならない。

ハ その他の規制…… １(４)ハに同じ。

３ 参考資料１及び２で引用している法令の略称は、次のとおりである。

(略 称)	(法 令 名)
法	労働安全衛生法
令	労働安全衛生法施行令
則	労働安全衛生規則
ボ 規	ボイラー及び圧力容器安全規則
ク 規	クレーン等安全規則
有機則	有機溶剤中毒予防規則
鉛 則	鉛中毒予防規則
四鉛則	四アルキル鉛中毒予防規則
特化則	特定化学物質等障害予防規則
高圧則	高気圧作業安全衛生規則
酸欠則	酸素欠乏症等防止規則
粉じん則	粉じん障害防止規則
労基法	労働基準法
女年則	女子年少者労働基準規則

また、根拠条文の数字はアラビア数字を用い、項は①②……、号は(1)(2)…で示した。

(I 危険業務)

1 ボイラのふん火の業務その他ボイラの取扱の業務 (女年則 8 条 1 号)

業務の概要 (作業手順、使用工具等)		
○開放部の密閉 ○給水 ○炉、圧力計、水面計、安全弁、自動制御装置等の点検 ○常用水位の保持 ○吹出し ○点火 (石炭だきの場合一筋力を要する場合あり) ○圧力、水位の監視 ○燃焼調節 ○ばい煙濃度の監視及び記録 ○消火		
労働安全衛生		
主たる規則	人的規制	物的規制
ボイラー及び圧力容器安全規則	○就業制限 〔法 6 1、令 2 0 (3)、ボ規 2 3〕 ボイラーの取扱いの業務→特級、1 級、2 級ボイラー技士✱ (ただし、令 6 (16) イ～ニのボイラーの取扱いの業務についてはボイラー取扱技能講習修了者でも可能)	○製造許可〔法 3 7、令 1 2 (1)、ボ規 3〕 令 1 条 3 号のボイラー (小型ボイラー、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。) ○構造検査、溶接検査、使用検査、落成検査、変更検査、使用再開検査〔法 3 8、ボ規 5、7、1 2、1 4、4 2、4 6〕 上記に同じ。ただし、溶接検査については、附属設備等のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラーを、落成検査については、移動式ボイラーを除く。 ○性能検査〔法 4 1 ② ボ規 3 8〕 上記「製造許可」に同じ。 ○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法 4 2、令 1 3 (36)〕 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち令 1 条 3 号イ～ニのもの (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)
(その他の法令による規制) 発電用ボイラーの溶接検査、定期検査等〔電気事業法〕		

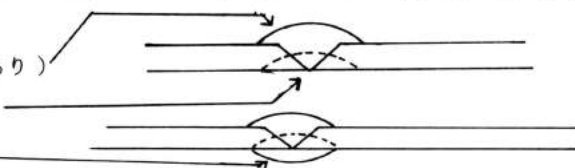
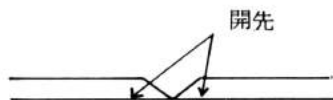
✱ 女子であることが免許取得の欠格事由

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種(呼称)	
○食料品製造業、繊維工業、化学工業、金属製品製造業 (蒸気による加熱、殺菌、脱色用等) ○旅館業 (暖房、給湯用) 上記のほか、ビル一般において暖房、給湯用としてボイラーを使用	ボイラー技士 ボイラーマン	ボイラー技士免許(労) ボイラー・タービン主任技術者免状(通)
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法14、令6(4)、ボ規24、25〕 ボイラーの取扱いの作業 ○ボイラーの設置場所、据付位置等〔法20、ボ規18～22〕 ○ボイラー附属品の管理、ボイラー室の管理、点火、吹出し〔法20、ボ規28～31〕 ○計画の届出等〔法88、ボ規10、41〕 ボイラー(移動式ボイラーを除く。) (衛生関係) ○騒音障害防止用の保護具〔法22、則595〕 ○暑熱については、参考資料Ⅱ2参照		

2 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務（女年則 8 条 2 号）

業 務 の 概 要 （ 作業手順、使用工具等 ）

- 母材の確認
- 溶接用ジグ等の機材の整備
- 組立て
- 仮付け
- 開先形状の確保（溶接強度確保）
- 鋼材予熱（部材を局部的又は全体にわたって室温以上のある一定温度に加熱。省略されることもあり。）
- 溶接（缶上の下向溶接あり）
- 裏はつり（筋力要す）
- 裏溶接
- 応力除去、焼なまし（溶接後熱処理）、ひずみとり（加熱つち打ち、ローラかけ修正）
- 仕上げ（組織の粗い最終層 — 余盛りの部分 — の削り取りと溶接補修）



労 働 安 全 衛 生

主たる規制	人的規則	物的規則
ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生規則	○ 就業制限〔法 61、令 20(4)、ボ規 9〕 ボイラー溶接の業務 特別、普通ボイラー溶接士※	○ 一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法 42、令 13(7)(3)(4)〕 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 ○ 個別検定〔法 44、令 14〕 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器 ○ 型式検定〔法 44 の 2、44 の 3、令 14 の 2〕 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 ボイラー本体の規制については 11 参照

※ 女子であることが免許取得の欠格事由

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
ボイラー製造業	ボイラー溶接士	特別、普通ボイラー溶接士免許(労) △鉄工(製かん作業)技能士(技能検定合格者をいう。 以下「技能士」について同じ。)資格(労)
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法 14、令 6(2)、則 314、315〕 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業 ○ガス溶接等による危険防止装置 溶接装置の構造、管理等〔法 20、則 301～307、312～313〕 ○電気による危険防止装置 溶接棒ホルダーの構造 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の使用等〔法 20、則 329～335、352〕 (衛生関係) ○粉じん発生源に係る設備、保護具等〔粉じん則〕 ○アーク溶接作業者の健康診断〔じん肺法 8〕 ○騒音障害防止用の保護具〔法 22、則 595〕 ○酸欠防止措置(換気、空気呼吸器等)〔酸欠則〕 その他の有害性については参考資料Ⅱ 2、5 参照		

3 起重機の運転の業務（巻上能力 5 トン未満の起重機の運転の業務を除く。）

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）

- （
- 安全確認—ランウェイ上や接触しそうなところの障害物除去、運転機器、各種安全装置の点検等
 - 運転（巻上げ、巻下げ、旋回、ジブの起伏・伸縮、走行、横行）
- ）

労 働 安 全 衛 生

主たる規則	人 的 規 制	物 的 規 制
クレーン等安全規則 労働安全衛生規則	○就業制限 〔法 6 1、令 2 0(2)(6)(7)(8) 規 22、68、108〕 - つり上げ荷重 5 t 以上のクレーン（床上で運転し、かつ当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン及び跨線テルハを除く。）の運転の業務→クレーン運転士免許を受けたもの ※ - つり上げ荷重 5 t 以上の移動式クレーンの運転の業務→移動式クレーン運転士免許を受けた者 ※ - つり上げ荷重 5 t 以上のデリックの運転の業務→デリック運転士免許を受けた者 ※ - 制限荷重 5 t 以上の揚貨装置の運転の業務→揚貨装置運転士免許を受けた者 ※	○製造許可〔法 3 7、令 1 2(3)(4)(5)、ク規 3、53、94〕 - つり上げ荷重 3 t 以上（スタッカ式クレーンについては 1 t 以上）のクレーン、つり上げ荷重 3 t 以上の移動式クレーン - つり上げ荷重 2 t 以上のデリック ○製造検査、落成検査、変更検査、使用再開検査、使用検査 〔法 3 8、ク規 6、45、49、55、57、86、90、97、130、134〕 - 上記に同じ ○性能検査〔法 4 1②、ク規 40、81、125〕 - 上記に同じ ○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法 4 2、令 1 3(4)〕 - クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

（その他の法令による規制）

揚貨装置（300 t 未満の船舶に施設するもの、1 t 未満の貨物の揚げ卸しにのみ使用するもの

※ 女子であることが免許取得の欠格事由

(女年則 8 条 3 号)

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種 (呼 称)	
建 設 業 鉄 鋼 業 一般機器、輸送用機 器、電気機器製造業 造船業 港湾荷役業	クレーン運転士 オペレーター 揚貨装置運転士	クレーン運転士免許 (労) 移動式クレーン運転士免許 (労) デリック運転士免許 (労) 揚貨装置運転士免許 (労)
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○ 巻過ぎの防止 [法 2 0、ク規 1 8、6 5、1 0 5] ○ 過負荷の制限 [" ク規 2 3、6 9、1 0 9、則 4 6 6] ○ 傾斜角の制限 [" ク規 2 4、7 0、1 1 0] ○ 運転の合図 [" ク規 2 5、7 1、1 1 1、則 4 6 7] ○ 運転位置からの離脱の禁止 [" ク規 3 2、7 5、1 1 7、則 4 6 8] ○ 暴風時における逸走の防止 [" ク規 3 1、1 1 6] ○ 計画の届出等 [法 8 8、ク規 5、4 4、8 5、9 6、1 2 9]		
及び漁ろう作業にのみ使用するものを除く。) の構造等 [船舶安全法、船舶設備規程 1 6 9 の 4]		

4 積載能力 2 トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ 1 5

業 務 の 概 要 (作業手順、使用工具等)		
(○安全確認) ○昇降操作		
労 働 安 全 衛 生		
主 たる 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
クレーン等安全規則	○特別教育 [法 5 9 ③、則 3 6 ⑱、ク規 1 8 3] 建設用リフトの運転の業務	○製造許可 [法 3 7、令 1 2 (6)(7)、ク規 1 3 8、1 7 2] 積載荷重 1 t 以上のエレベーター ガイドレール又は昇降路の高さが 1 8 m 以上の建設用リフト (積載荷重 0. 2 5 t 未満のものを除く。) ○落成検査、変更検査、使用再開検査 [法 3 8、ク規 1 4 1、1 6 4、1 6 8、1 7 5、1 9 8] 上記に同じ。ただし、建設用リフトについては使用再開検査なし。 ○性能検査 [法 4 1 ②、ク規 1 5 9] 積載荷重 1 t 以上のエレベーター ○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限 [法 4 2、令 1 3 (29)(30)] ガイドレール又は昇降路の高さが 1 0 m 以上 1 8 m 未満の建設用リフト (積載荷重 0. 2 5 t 未満のものを除く。) 積載荷重 0. 2 5 t 以上の簡易リフト
(その他の法令による規制) 建築設備としての昇降機の構造、安全装置等 [建築基準法 3 4 条、令 1 2 9 (3)～1 2 9 ⑬]		

メートル以上のコンクリート用エレベータの運転の業務（女年則 8 条 5 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 （女子が取得不可能又は困難であるもの）
産 業	職 種（呼称）	
建設業 各製造業	リフト運転士 （一般作業員） 特に呼称される職 種なし	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○安全装置の調整〔法 20、ク規 149、204〕 ○過負荷の制限〔 “ ク規 150、184、205〕 ○運転方法の周知〔 “ ク規 151〕 ○運転の合図〔 “ ク規 185、206〕 ○暴風時の倒壊防止措置〔 “ ク規 152、189〕 ○とう乗の制限〔 “ ク規 186、207〕 ○運転位置からの離脱の禁止〔 “ ク規 190〕 ○巻過ぎの防止〔 “ ク規 182〕 ○立入禁止〔 “ ク規 187〕 ○点検補修〔 “ ク規 156～158、193～195、210～212〕 ○計画の届出等〔法 88、ク規 140、163、174、197〕 積載荷重 1 t 以上のエレベーター ガイドレール又は昇降路の高さが 18 m 以上の建設用リフト（積載荷重 0.25 t 未満のものを除く。）		

5 直流にあつては750ボルトを、交流にあつては300ボルトをこえる電圧の

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）

（例）柱上活線作業

- 保護具、防具類、使用工具等の点検、整備
- 絶縁用保護具の着用
- 高压充電部分のゴム管、ゴム板による防護
- 低压線及び接地物のゴム管、ゴム板、低压用ビニールカバー等による防護
- 接近限界距離を確保して、点検、修理（操作）

活線作業用器具（フック棒、活線シメラー、カッター等）

安全用作業用器具（検電器、安全帯等）

労 働 安 全 衛 生

主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則	○特別教育〔法59③ 則36(4)〕 - 高压（直流750V、 交流600Vを超え、 7000V以下である電 圧）、特別高压（7000 Vを超える電圧）の充 電電路又はその支持物 の敷設、点検、修理又 は操作の業務 - 低压（直流750V以 下交流600V以下で ある電圧）の充電電路 の敷設又は修理の業務 - 配電盤室、変電室等区 画された場所に設置す る低压の電路のうち充 電部分が露出している 開閉器の操作の業務	○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等 〔法42、令13(15)(16)(17)(18)(19)〕 - 絶縁用保護具（直流750V、交流300Vを 超える充電電路に用いられるもの） - 絶縁用防具（直流750V、交流300Vを超 える充電電路に用いられるもの） - 活線作業用装置（直流750V、交流600V を超える充電電路に用いられるもの） - 活線作業用器具（直流750V、交流300V を超える充電電路に用いられるもの） - 絶縁用防護具（対地電圧が50Vを超える充電 電路に用いられるもの） ○型式検定〔法44の2、44の3、令14の2〕 - 絶縁用保護具（直流750V、交流300Vを 超える充電電路に用いられるもの） - 絶縁用防具（直流750V、交流300Vを超 える充電電路に用いられるもの）

（その他の法令による規制）

電気工作物の工事計画、点検、保安等〔電気事業法41～57〕

充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務（女年則 8 条 8 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
電気工事業 電 気 業 (発電所、変電所) 電気機器製造業 電気機器修理業 産業にかかわらず、 変電、配電設備を有 する事業所	電 気 工 配電線架線工 電気技術者 発(変)電員 配電盤工 送電線架線工 電気技術者 耐電圧試験工 テレビ修理工	電気工事士免状(通) 電気主任技術者免状(1種～3種)(通)
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○電気機器の充電部分への接触、接近による感電防止のための囲い、絶縁覆いの設置等〔法20、則329〕 ○停電作業における危険防止措置〔法20、則339、340〕 ○活線作業及び活線近接作業における危険防止措置〔法20、則341～349〕 ○電気工事の作業を行う場合の作業指揮等〔法20、則350〕 ○絶縁用保護具等の点検〔法20、則352、353〕		

6 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）		
運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の ○掃除 ○給油 ○検査 ○修理 ○ベルトの掛換え		
労 働 安 全 衛 生		
主 た る 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
労働安全衛生規則	—	—

検査、修理又はベルトの掛換えの業務（女年則 8 条 9 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 （女子が取得不可能又は困難であるもの）
産 業	職 種	
各製造業 （ベルトの掛換えに ついては、紡績業、 製粉精米業、金属 加工業等で旧型機 械を使用している 場合）	修 理 工 一般作業工	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○原動機、回転軸等の覆い等の設置〔法 2 0、則 1 0 1〕		
○ベルトシフター等動力シャ断装置の設置〔法 2 0、則 1 0 3〕		
○掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合の機械の運転停止、運転中に作業を行わなければ ならない場合の覆い設置等の措置〔法 2 0、則 1 0 7〕		

7 起重機の玉掛の業務（２人以上の者によつて行う玉掛の業務における補助

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）		
（○玉掛用具（ワイヤロープ、つりチェーン、フック、ジャックル等）の点検） ○フック下げ合図 ○フック誘導 ○停止合図 ○荷かけ（荷の重心判断） ○巻上げの合図（いったん停止合図－作業者退避－を含む。） ○目的の場所に誘導 ○巻下げの合図（いったん停止合図を含む。） ○停止の合図 ○荷はずし ○巻上げの合図		
労 働 安 全 衛 生		
主 た る 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
クレーン等安全規則 労働安全衛生規則	○就業制限〔法 6 1、令 2 0 13、ク規 2 2 1〕 制限荷重 1 t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 →玉掛技能講習修了資格者 ○特別教育〔法 5 9 ③、則 3 6 19、ク規 2 2 2〕 つり上げ荷重 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	—

作業の業務を除く。)(女年則 8 条 1 0 号)

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
建 設 業	玉掛技能工	玉掛技能講習修了資格(労)
港湾運送業	デッキマン 船内労働者	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○玉掛用具の安全係数、不適格な玉掛用具の点検等〔法 2 0、2 1、ク規 2 1 3～2 2 0、則 4 6 2、4 6 9～4 7 6 〕		
○立入禁止〔法 2 0、2 1、ク規 2 8、1 1 4、則 4 6 1 〕		
○ペール包装貨物の取扱い〔法 2 0、2 1、則 4 6 3 〕		

8 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務（女年則 8 条

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）	
○機械の運転（作業装置の操作を含む。）	
（参考）「労働安全衛生法施行令に定める建設機械別表第 7 (1) 整地・運搬・積み込み用機械 1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械 (2) 掘削用機械 1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 バケット掘削機 6 トレンチヤー 7 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械 (3) 基礎工事用機械 1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る。） 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1 から 7 までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械 (4) 締固め用機械 1 ローラー 2 1 に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械	
労 働 安 全 衛 生	
主たる規則	人 的 規 制
労働安全衛生規則	○就業制限〔法 6 1、令 2 0 ⑫〕 機体重量 3 t 以上の令別表第 7 第 1～3 号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することのできるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務→技能講習修了資格者 ○特別教育〔法 5 9 ③、則 3 6(9)(9 の 2)(9 の 3) ⑩〕 機体重量が 3 t 未満の令別表第 7 第 1～3 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 令別表第 7 第 3 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 令別表第 7 第 3 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務 令別表第 7 第 4 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

12号)

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
建設業 (土木・建築工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、土木・コンクリート工事業、はつり・解体工事業、管工事業、さく井工事業) 港湾運送業 貨物運送取扱業	重機運転士 オペレーター リフト工 運転士 コンベヤ運転士 船内労働者 ウィンチマン	車両系建設機械運転技能講習修了資格(労) 1級、2級建設機械施行技師資格(建)

法 令 上 の 規 制	
物 的 規 制	そ の 他 の 規 制
○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法42、令13(21)〕 令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの ○特定自主検査〔法45②、令15②、則169の2〕 上記に同じ	○作業主任者の選任〔法14、令6(9)、(10)、(13)、則359、360、374、375、450、451〕 地山の掘削(掘削面の高さ2m以上)の作業 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数500t未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。) ○車両系建設機械、くい打機及びくい抜機の使用に係る危険防止措置〔法20、則152～194〕 機械の構造、転落防止等 ○掘削作業における危険防止措置 掘削機械の使用禁止、運行経路の決定周知、誘導者の配置等〔法20、則355、363～365、407〕 ○港湾荷役作業における危険防止措置 揚貨装置等により危険をうけるおそれのある場所の立入禁止等〔法21、則452～467〕 (衛生関係) ○騒音障害防止用の保護具〔法22、則595〕

- 9 直径 25 センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置ものを除く。）又はのこ車の直径 75 センチメートル以上の帯のこ盤に木材

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）		
（○機械の点検・調整） ○木材の送給		
労 働 安 全 衛 生		
主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則	—	○一定規格、安定装置を具備しないものの譲渡等制限 [法 42、令 13(10)] 木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置 ○型式検定〔法 44 の 2、44 の 3、令 14 の 2〕 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置（可動式のものに限る。）

置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのない
を送給する業務（女年則 8 条 1 4 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 （女子が取得不可能又は困難であるもの）
産 業	職 種	
木材・木製品製造業 ピアノ、ギター等 楽器製造業 家具・装備品製造業 大工工事業	製材工、木工 “ ” 家具職、建具職 大 工	木材加工用機械作業主任者技能講習修了資格（労） △木工技能士資格（労） △建築大工技能士資格（労）
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法 1 4、令 6(6)、則 1 2 9、1 3 0〕 木材加工用機械（携帯用のものを除く。）を 5 台以上（自動送材車式帯のこ盤が含まれている 場合には 3 台以上）有する事業場において行う当該機械による作業 ○丸のこ盤（反ばつにより労働者に危険を及ぼすおそれのないものを除く。）の反ばつ予防装置〔法 2 0、則 1 2 2〕 ○丸のこ盤（製材用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）の歯の接触予防装置〔法 2 0、 則 1 2 3〕 ○帯のこ盤の歯、のこ車の覆い等〔法 2 0、則 1 2 4〕 ○帯のこ盤の送りローラーの覆い等〔法 2 0、則 1 2 5〕 ○自動送材車式帯のこ盤の歯と送材車の間の立入禁止〔法 2 0、則 1 2 8〕 ○刃部のそうじ等の場合の運転停止〔法 2 0、則 1 0 8〕 ○服装の整備〔法 2 0、則 1 1 0〕 （衛生関係） ○騒音障害防止用の保護具〔法 2 2 則 5 9 5〕 重量物取扱いについては参考資料Ⅱ 6 参照		

10 操車場構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務（女年則8条

業務の概要（作業手順、使用工具等）		
○運転士への合図 ○連結機の操作 ○転てつ機の操作 ○ブレーキの操作 押す、ひっぱる等の作業により 腹部に重圧のかかることあり。 10～25km／h で走る車両に跳 び乗る、跳び降りる作業あり。		
労働安全衛生法		
主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則 （鉄道営業法、地方鉄道法、軌道法の適用を受ける軌道装置を除く。）	_____	_____
（その他の法令による規制） 鉄道営業法、地方鉄道法、軌道法の適用を受けるもの 運転の安全の確保に関する省令 日本国有鉄道運転規則 ○係員の教育及び訓練〔5〕 ○列車の組成・運転〔48～68、79〕 ○入換〔69～72、78〕等 地方鉄道運転規則 ○係員の教育及び訓練〔7の2〕 ○列車の組成・運転〔50～58〕 ○入換〔74～79、81〕等 軌道運転規則 ○係員の教育及び訓練〔7の2〕 ○車両の連結、運転〔45～65〕		

16号)

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
鉄 道 業	操車係 転てつ手 連結手 構内操車工	
令上 の規 制		
そ の 他 の 規 制		
○軌道、車両等の構造〔法２０、則１９６～２０４、２０７～２１４〕 軌条の重量等 逸走防止装置、ブレーキ、連結装置等 ○軌道装置の使用に係る危険防止〔法２０、則２１９、２２０、２２６、２２７、２３２、２３３〕 合図、運転位置からの離脱禁止、点検、補修 ○計画の届出〔法８８、則８８〕 軌道装置		

11 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務

業務の概要（作業手順、使用工具等）

（○機械調整）

- 材料の送給 — ハンマーを用いる場合は1,000度以上に加熱された材料を火ばしではさんでハンマーの下に置く。
- 材料の支持
- 機械の操作 — ハンマーを用いる場合、足踏みペダルによる操作が多い。
- 製品及び抜きかすの取出し

労働安全衛生

主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則	—	○一定の規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法42、令13(1)(2)〕 プレス機械の安全装置 動力により駆動されるプレス機械 ○型式検定〔法44の2、44の3、令14の2〕 プレス機械の安全装置 動力により駆動されるプレス機械（スライドによる危険を防止するための機構を有するものに限る。） ○特定自主検査〔法45②、令15②、則135の3〕 動力により駆動されるプレス機械

(女 年 則 8 条 1 8 号)

本業務の多くみられる産業・職種		本 業 務 に 関 連 す る 免 許 ・ 資 格 (女 子 が 取 得 不 可 能 又 は 困 難 で あ る も の)
産 業	職 種	
金属製品、一般機器、 輸送用機器、電気機 器製造業	鍛 造 工 プ レ ス 工	プレス機械作業主任者技能講習修了資格（労） △鍛造技能士資格（労） △金属プレス加工技能士資格（労）
鍛鋼、鍛工品製造業	鍛 造 工 プ レ ス 工	

法 令 上 の 規 制	
そ の 他 の 規 制	

○作業主任者の選任〔法 1 4、令 6(7)、則 1 3 3、1 3 4〕

動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業

○プレスによる危険防止措置〔法 2 0、則 1 3 1〕

○クラッチ等の機能の保持等〔法 2 0、則 1 3 2、1 3 4 の 2、1 3 6～1 3 7〕

○刃部の掃除等による運転の停止〔法 2 0、則 1 0 1～1 0 8〕

○射出成形機等による危険の防止〔法 2 0、則 1 4 7〕

（衛生基準）

○騒音障害防止用の保護具〔法 2 2 則 5 9 5〕

暑熱については参考資料Ⅱ 2 参照

12 動力によるプレス機械、シヤー等を用いる厚さ8ミリメートル以上の鋼板

業 務 の 概 要 （作業手順、使用工具等）		
鋼板加工 打抜き加工 せん断 打 抜 耳 切 穴あけ等 曲げ成型加工 曲 げ 成 型 縁 付 縁 巻 ひも出し等 紋り加工 （○機械の点検・調整） ○材料の送給 ○材料の支持 ○機械の操作 （○製品及び抜きかすの取出し）		
労 働 安 全 衛 生		
主 たる 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
労働安全衛生規則	—	○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法42、令13(1)(2)〕 プレス機械又はシヤーの安全装置 動力により駆動されるプレス機械 ○型式検定〔法44の2、44の3、令14の2〕 プレス機械又はシヤーの安全装置 動力により駆動されるプレス機械（スライドによる危険を防止するための機構を有するものに限る。） ○特定自主検査〔法45②、令15②、則135の3〕 動力により駆動されるプレス機械

加工の業務（女年則 8 条 1 9 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 （女子が取得不可能又は困難であるもの）
産 業	職 種	
金属製品、一般機器、 輸送用機器、電気機 器製造業	プレス工	プレス機械作業主任者技能講習修了資格（労） △金属プレス加工技能士資格（労）
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法 1 4、令 6 (7)、則 1 3 3、1 3 4〕 動力による駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業 ○プレス等による危険防止装置〔法 2 0、則 1 3 1〕 ○クラッチ等の機能の保持等〔法 2 0、則 1 3 2、1 3 4 の 2、1 3 6～1 3 7〕 ○原動機等による危険の防止等〔法 2 0、則 1 0 1～1 0 8〕 ○計画の届出〔法 8 8、則 8 6〕 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。） （衛生関係） ○騒音障害防止用保護具〔法 2 2 則 5 9 5〕 重量物取扱いについては参考資料Ⅱ 6 参照		

13 バイレン機を用いる鋳物の破壊の業務（女年則8条20号）

業務の概要（作業手順、使用工具等）

（○破壊する鋳物を置く）

○ウインチでおもりを引き上げ、おもりを落下させる。

（破片がとばない方向へ逃げる）

（○破片をかたづける）

労働安全衛生

バイレン機に関する規制なし

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
本業務は現在ではほとんどみられない		—
法 令 上 の 規 制		

14 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務（女年則8条21号）

業 務 の 概 要 （ 作 業 手 順 、 使 用 工 具 等 ）		
（ ◯ 機 械 の 調 整 ） ◯ 材 料 の 送 給 （ 材 料 を 押 す ） 押し木 治具（工作物を取り付けて切削工具を案内する道を設けた器具）		
労 働 安 全 衛 生		
主 たる 規 則	人 的 規 制	
労働安全衛生規則	—	◯ 一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限 （ 法 4 2 、 令 1 3 (11) ） 手押しかな盤及びその刃の接触予防装置

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
木材・木製品製造業	製 材 工 木 工 合 板 工	木材加工用機械作業主任者技能講習修了資格(労) △合板製造技能士資格(労) △木工技能士資格(労) △建築大工技能士資格(労)
ピアノ、ギター等 楽器製造業	木 工	
家具・装備品製造業	建 具 職 家 具 職	
大工工事業	大 工	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任(法14、令6(6)、則129、130) 木材加工用機械(携帯用のものを除く。)を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業		
○手押しかな盤の刃の接触予防装置〔法20、則126〕		
○面取り盤(自動送り装置を有するものを除く。)の刃の接触予防装置〔法20、則127〕		
○刃部のそうじ等の場合の運転停止〔法20、則108〕		
○服装の整備、手袋の使用禁止〔法20、則110、111〕 (衛生関係)		
○騒音障害防止用の保護具〔法22則595〕 重量物取扱いについては参考資料Ⅱ6参照		

15 岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務（女年則8条22号）

業 務 の 概 要 （ 作 業 手 順 、 使 用 工 具 等 ）		
○材料の送給（一部筋力を要す）		
労 働 安 全 衛 生		
主 たる 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
労働安全衛生規則	—	—
	（ 衛 生 関 係 ） ○特別教育〔法59③、則36(29)、粉じん則22〕 特定粉じん作業（鉱物等を動力により破砕し、粉碎し、又はふるいわける箇所等が粉じん発生源である粉じん作業）に係る業務	○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等の制限〔法42、令13(5)〕 防じんマスク

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
鉱 業	破碎工 クラッシャー運転工 碎石工	—————
窯 業	原料投入工 セメント原料工 陶磁器原料工 セメント破碎工	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○転落等の危険防止措置(ふた、囲いの設置、安全带等の使用)〔法２０、則１４２〕		
○計画の届出〔法８８、粉じん則２８〕 鉱物等を動力により破碎し、粉砕し、又はふるいわける箇所を有する機械又は設備		
○粉じん発生源に係る設備等の基準、作業環境測定、保護具〔粉じん則〕		
○健康診断〔じん肺法８〕		

16 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5メートル以上の地穴における

業 務 の 概 要 （ 作 業 手 順 、 使 用 工 具 等 ）		
労 働 安 全 衛 生		
主 たる 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
労働安全衛生規則	—	—

業務（女年則 8 条 2 3 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 （女子が取得不可能又は困難であるもの）
産 業	職 種	
建設業 （土木工事業、建築 工事業、舗装工事 業、管工事業、さ く井工事業等）	土 工 土木技術者 井戸手掘工	1 級、2 級土木施行管理技士資格（建） 1 級、2 級管工事施行管理技士資格（建） 砂利採取業務主任者資格（通） 採石業務管理者資格（通） 地山の掘削作業主任者技能講習修了資格（労） 土止め支保工作業主任者技能講習修了資格（労） 採石のための掘削作業主任者技能講習修了資格（労） △建築大工技能士資格（労）
採石業、砂利玉石 採取業	石 切 工 採 取 人 採石作業者	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○ 作業主任者の選任〔法 1 4、令 6 (9) (10) (11)、則 3 5 9、3 6 0、3 7 4、3 7 5、4 0 3、4 0 4〕 地山の掘削（掘削面の高さ 2 m 以上）の作業 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 岩石の採取のための掘削（掘削面の高さ 2 m 以上）の作業 ○ 掘削作業における危険防止一調査、こう配の基準、点検〔法 2 1、則 3 5 5～3 5 8〕、土止め支保工の材料、構造、点検等〔法 2 0、則 3 6 8～3 7 3〕、潜函内作業〔法 2 1、則 3 7 6～3 7 8〕 ○ ずい道等の出入口附近の危険防止措置〔法 2 1、則 3 8 5〕 ○ 採石作業における危険防止一調査、作業計画、点検、こう配の基準、崩壊、落盤等による危険の防止、立入禁止等〔法 2 1、則 3 9 9～4 0 2、4 0 6～4 1 2〕 ○ 地山の崩壊等による危険の防止〔法 2 1、則 5 3 4〕 ○ 計画の届出〔法 8 8 ③、④ 則 8 9 の 2～9 2、高圧則 5 6〕 ○ 計画の届出〔法 8 8 ④、則 9 0、9 2 1〕 高さ 3 1 m を超える建築物又は工作物、最大支間 5 0 m 以上の橋梁の建設等の仕事 掘削の高さ又は深さが 1 0 m 以上である地山の掘削の作業を行う仕事 圧気工法による作業を行う仕事 掘削の高さ又は深さが 1 0 m 以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事 （衛生関係） 作業環境測定、作業主任者の選任、圧気工法に係る措置、保護具、換気等〔酸欠則〕		

17 高さ5メートル以上の箇所で墜落により労働者が危害を受けるおそれがある

業 務 の 概 要 （ 作 業 手 順 、 使 用 工 具 等 ）		
労 働 安 全 衛 生		
主 たる 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制
労働安全衛生規則	—	○ 一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限 〔法42、令13(39)(40)〕 保護帽、安全带 ○ 型式検定〔法44の2、44の3、令14の2〕 保護帽 その他足場に関しては、足場の組立、解体又は変更 の業務を参照（「その他の規制」についても同じ。）

るところにおける業務（女年則 8 条 2 4 号）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 （女子が取得不可能又は困難であるもの）
産 業	職 種	
建設業 （一般土木工事業、 鉄骨・鉄筋工事業、 左官工事業、屋根 工事業、電気工事 業）	大工 型わく工 とび職 左官 屋根ふき工 鉄筋工 電気工	足場の組立て等作業主任者技能講習修了資格（労） 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了資格（労） 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了資格（労） コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了資格（労） △建築大工技能士資格（労） △型わく施工技能士資格（労） △とび技能士資格（労） △左官技能士資格（労） △かわらぶき、スレート施行技能士資格（労） △鉄筋組立技能士資格（労）
造船業	造船鉄工 リベット工	
建物サービス業	ガラスふき	
電気業	送電線架線工 配電線架線工	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法 1 4、令 6 0 5（1 5 の 2）（1 5 の 3）（1 5 の 4）、則 5 1 7 の 4～5、5 1 7 の 7～8、5 1 7 の 1 2～1 3、5 6 5、5 6 6〕 つり足場（ゴンドラ除く）、張出し足場又は高さが 5 m 以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業 建築物の骨組み、橋梁の上部構造又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（高さ 5 m 以上のものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業 軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業 コンクリート造の工作物（高さ 5 m 以上のものに限る。）の解体又は破壊の作業 ○墜落等による危険防止 — 作業床の設置、囲い、手すり、覆い等の設置、安全帯、防網の使用、悪天候時の作業禁止、昇降設備の設置等〔法 2 1、則 5 1 8～5 2 6〕 ○架設通路、はしご道、足場、作業構台の材料、構造等〔法 2 0、則 5 5 2、5 5 6、5 5 9～5 7 5 の 8〕 ○計画の届出〔法 8 8、則 8 6～9 1〕 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ 1 0 m 以上のものに限る。） 高さ 3 1 m を超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊の仕事		

18 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務）

業務の概要（作業手順、使用工具等）

（例）丸太足場の組立て

- （
 - 組立て前の打合せ、確認
 - 材料の準備、点検）
 - 建地を建てる（地盤のつき固め、根入れ）
 - 布を建地と緊結
 - ころばしを建地ごとに取りつける
 - 筋かいをとりつける
 - 作業床を設ける
 - 手すり、壁つなぎをとりつける
- 足場材の揚げおろし、材料の運搬があり
（筋力を要する場合あり）

しの（ばん線じめ）、スパナ（ボルト締め）、ペンチ、ハンマ、のこぎり等足場の材料により準備

労働安全衛生

主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則	—	○一定の規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法42、令13（22の2）（22の3）（22の4）〕 令別表第8の鋼管足場用の部材及び附属金具 つり足場用のつりチェーン及びつりわく 合板足場板（アビトン又はカポールをフェノール樹脂等により接着したものに限る。）

を除く。) (女 年 則 8 条 2 5 号)

本業務の多くみられる産業・職種		本 業 務 に 関 連 す る 免 許 ・ 資 格 (女 子 が 取 得 不 可 能 又 は 困 難 で あ る も の)
産 業	職 種	
建 設 業 (土 木 建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 鉄 骨 ・ 鉄 筋 工 事 業 塗 装 工 事 業 等)	と び 工 左 官	足場の組立て等作業主任者技能講習修了資格 (労) △とび技能士資格 (労) △左官技能士資格 (労)
建物サービス業	ガラスふき	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法 1 4、令 6 (15)、則 5 6 5、5 6 6〕 つり足場 (ゴンドラ除く)、張出し足場又は高さが 5 m 以上の構造の足場の組立て、解体又は 変更の作業 ○墜落等による危険防止措置 作業床、囲い等の設置、命綱の使用、悪天候時の作業禁止等〔法 2 0、2 1、則 5 1 8～5 3 0〕 ○飛来落下による危険防止措置 投下設備、防網の設置、保護帽の着用等〔法 2 1、則 5 3 6～5 3 9〕 ○足場の組立て等における危険防止〔法 2 0、則 5 6 4〕 ○計画の届出〔法 8 8、則 8 8〕 足場 (つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが 1 0 m 以上の構造のものに限る。)		

19 直径35センチメートル以上の立木の伐採の業務（女年則8条26号）

業務の概要（作業手順、使用工具等）		
（ ○工具等点検 ○伐採予定木の傾き測定 ○つるからみ、枝からみのある木については伐倒する前に切り離すのが原則—よじ登る作業あり ○根張り切り ○受け口切り ○追い口切り ○伐倒の合図 ○クサビ打ち（伐木方向を確実にする） ○伐倒 ）筋力を要す チェーンソー（～15Kg）、ノコ、オノ（ヨキ）、油圧式伐倒機等		
労働安全衛生		
主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則	○特別教育〔法59③、則36(8)(8の2)〕 胸高直径70cm以上の立木、胸高直径20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径20cm以上であるものの処理の業務 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	○一定の規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限〔法42、令13(41)〕 チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであって、排気量40cc以上のものに限る。）

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
林 業	木材切出夫 伐 木 夫	
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○伐木作業における危険防止－退避場所の選定、受け口を作る等〔法２１、則４７７、４７８〕 ○伐倒の合図〔法２１、則４７９〕 ○立入禁止〔法２１、則４８１〕 ○悪天候時の作業禁止〔法２１、則４８３〕 ○保護帽の着用〔法２１、則４８４〕 (衛生関係) ○騒音障害防止用の保護具〔法２２則５９５〕 (チェーンソーの騒音レベルを当面１００dB以下とするようメーカーに対し指導 ― 昭５０.３.２４ 基発９７号) 他の有害性については参考資料Ⅱ５、６参照		

20 木馬道、修ら、管流等による木材の搬出の業務（女年則8条27号）

業務の概要（作業手順、使用工具等		
○集材 — 原木を一定地点に集積する。 木寄せ（とび等を用いた人力による集材）→筋力要す 修ら 集材機等 ○運材 — 原木を盤台、山元土場等に運ぶ 木馬 — 木馬に木材を積み込み、綱等で荷造し、通常1人で木馬に結んだ綱を肩にかけ、必要に応じ制動を行い、かじをとりつつ木馬を引き下げる → 筋力要す 修ら そり 運材索道 管流 — 木材の先頭に出て木材の停滞しやすい場所に流下材で適当な措置をする木鼻作業、最後尾にあって河岸に漂着または停滞した木材を流して狩り下る木尻作業等あり		
労働安全衛生		
主たる規則	人的規制	物的規制
労働安全衛生規則	○特別教育 〔法59③、則36(7)〕 機械集材装置の運転の業務	—

本業務の多くみられる産業・職種		本業務に関連する免許・資格 (女子が取得不可能又は困難であるもの)
産 業	職 種	
林 業	林業技術者 集 材 夫 木寄せ人夫 木 馬 人 夫 修ら出し人夫	林業架線作業主任者免許(労)
法 令 上 の 規 制		
そ の 他 の 規 制		
○作業主任者の選任〔法 1 4、令 6(3)⑫、則 5 1 3、5 1 4、4 2 8、4 2 9〕 一定以上の規模の機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業 高さが 2 m 以上のはい(土場に積み重ねられた荷の集団)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。) ○はい付け、はいくずし作業における危険の防止 ― はいの間隔、ロープで縛り、くい止めする等はい崩壊、荷の落下防止措置、立入禁止、保護帽の着用等〔法 2 1、則 4 2 7、4 3 0～4 3 5〕 ○修羅又は木寄せによる集材、運材作業における危険の防止 ― 立入禁止、滑走停止の合図、保護帽の着用等〔法 2 1、則 4 8 1～4 8 4〕 ○木馬、雪そりによる運材作業における危険の防止 ― 木馬道、雪そり道の構造、積荷方法、点検悪天候時の作業禁止、保護帽の着用等〔法 2 0、則 4 8 5～4 9 7〕 ○機械集材装置、運材索道 ― 構造、材料、最大使用荷重等の表示、林業架線作業における合図、立入禁止、とう乗の制限、悪天候時の作業禁止、運転位置からの離脱の禁止、保護帽の着用等〔法 2 0、則 4 9 8～5 1 2、5 1 5～5 1 6〕 ○計画の届出〔法 8 8、則 8 8〕 機械集材装置(原動機の定格出力 7.5kw を超えるものに限る。) 運材索道(支間の斜距離の合計が 3 5 0 m 以上のものに限る。) (衛生関係) 重量物取扱いについては参考資料Ⅱ 6 参照		

Ⅱ 有害業務

1 鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸アニリンその他これ

有 害 性	具体的な業務（主な用途）	労 働 安 全			
		主たる規則 （注）	人的規制	物 的 規 制	
				表 示	そ の 他
以下に掲げる物質のガス、蒸気又は粉じん (1) 鉛 鉛化合物 （四アルキル鉛を除く。）	鉛蓄電池、鉛合金製造、鉛の製練、鉛ライニング、鉛塗料、釉薬製造、被鉛、剥鉛業務	鉛中毒予防規則	—	〔法57、令18(24)〕 鉛化合物のみ	防じんマスクの譲渡等の制限 〔法42、令13(5)〕
四アルキル鉛	自動車及び航空機燃料の取扱	四アルキル鉛中毒予防規則	特別教育 〔法59③、則36(25)、四鉛則21〕	〔法57、令18(11)〕	防毒マスクの譲渡等の制限 〔法42、令13(6)〕
(2) 水 銀 水銀化合物	水銀製練 （電解用電極、水銀灯計器用、金銀抽出用触媒）	特定化学物質等障害予防規則 ただし、水銀及びその無機化合物、アルキル水銀化合物につき規制（管理第2類）	—	〔法57、令18(2)(17)〕	—
(3) クローム クローム化合物	クローム製練 （メッキ、触媒、酸化剤顔料）	規制なし 特定化学物質等障害予防規則 ただし、クロム酸塩及びその塩、	— —	— 〔法57、令18(8)(16)〕	— 防じんマスクの譲渡等の制限 〔法42、令13(5)〕

注 （ ）内は当該規則に基づく区分。

らに準ずる有害なもののガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（女年則 8 条 3 3 号）

衛 生 法 令 上 の 規 制			
そ の 他 の 規 制			
作業環境測定	特殊健康診断	そ の 他	局排の性能要件 （抑制濃度）
令別表第 4 の 1 ～ 8 10、16 号の鉛業 務を行う屋内作業場 〔法 65、令 21(8)、鉛 則 52〕	令別表第 4 の鉛業務 に従事する労働者 〔法 66②、令 22② (4)、鉛則 53、54〕	○ 作業主任者の選任〔法 14、令 6（19）、鉛則 33、34〕 令別表第 4 の 1 ～ 10 号の鉛業務に係る作業 ○ 設備〔法 22、鉛則 5 ～ 32〕 作業により { 密閉設備 局所排気装置 全体換気装置 } ほか ○ 貯蔵等〔法 22、鉛則 43、44〕 ○ 休憩室等〔法 22、鉛則 45 ～ 51〕 ○ 保護具、作業衣〔法 22、鉛則 58、59〕 ○ 計画の届出〔法 88、鉛則 61〕 鉛業務に係る設備等	0.15mg/m ³
—	令別表第 5 の四アル キル鉛等業務に従事 する労働者 〔法 66②、令 22①(5)、 四鉛則 22、23〕	○ 作業主任者の選任〔法 14、令 6（20）、四鉛則 14、15〕 令別表第 5 の 1 ～ 6、8 号の四アルキル鉛業務に係る作業 ○ 四アルキル鉛等業務に係る設備その他の措置 〔法 22、四鉛則 2 ～ 13〕 ○ 保護具〔法 22、四鉛則 28〕 ○ 計画の届出〔法 88、四鉛則 28〕 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務に用いる装置等	—
特定化学物質等を製 造し又は取り扱う屋 内作業場 〔法 65、令 21(7)、 特化則 36〕	特定化学物質等を製 造し又は取り扱う業 務に従事する労働者 〔法 66②、令 22① (3)、特化則 39、 40〕	(2)～(4)の物質（「主たる規則」欄で、規制対象とされている 物質に限る。）について ○ 作業主任者の選任〔法 14、令 6（18）、特化則 27、28〕 特定化学物質等を製造し又は取り扱う作業 ○ 設備〔法 22、特化則 4 ～ 11〕 物質及び作業により { 密閉設備 局所排気装置 （全体換気装置） } ほか ○ 漏えいの防止〔法 22、特化則 13 ～ 21〕 ○ 休憩室、洗浄設備〔法 22、特化則 37、38〕 ○ 保護具〔法 22、特化則 43 ～ 45〕 ○ 計画の届出〔法 88、特化則 52〕 特定化学設備等	水銀及びその無 機化合物 0.05mg/m ³ アルキル水銀化 合物 0.01mg/m ³
—	—	—	—
特定化学物質等を製 造し又は取り扱う屋 内作業場 〔法 65、令 21(7)、特	特定化学物質等を製 造し又は取り扱う業 務に従事する労働者 〔法 66②、令 22①(3)、	—	0.1mg/m ³

(女 年 則 8 条 3 3 号) の つ づ き

有 害 性	具体的な業務（主な用途）	労 働 安 全			
		主たる規則	人的規制	物 的 規 制	
				表 示	そ の 他
		重クロム酸塩及びその塩につき規制 （管理第2類）			
(4) ひ 素 ひ素化合物	（工業的利用ほとんどなし） （触媒、顔料製造、ガラスの脱色、ほうろう、農薬）	規制なし 特定化学物質等 障害予防規則 ただし三酸化ひ素につき規制 （管理第2類）	— —	— 〔法57、令18（10）〕	— 防じんマスクの譲渡等の制限 〔法42、令13（5）〕
(5) 黄りん	（殺鼠剤製造 りん化合物の製造）	労働安全衛生規則	—	—	黄リンマッチ製造等の禁止 〔法55、令16（1）〕
(6) フッ素 フッ化水素	ガラス加工、メッキ フロンガス製造、メッキ、 金属の洗浄	規制なし 特定化学物質等 障害予防規則 （特定第2類）	— —	— 〔法57、令18（30）〕	— 防毒マスクの譲渡等の制限 〔法42、令13（6）〕
(7) 塩 素	（塩化ビニルの合成原料、 漂白、殺菌、消毒）	同 上 （特定第2類）	—	—	同 上
(8) 青 酸 （シアン化水素）	（青酸カリの製造、農薬・ 殺そ剤原料）	同 上 （特定第2類）	—	—	—

衛 生 法 令 上 の 規 制			
そ の 他 の 規 制			
作業環境測定	特殊健康診断	そ の 他	局排の性能要件 (抑制濃度)
化則 36]	特化則 39、40]		
— 特定化学物質等を製造し又は取り扱う屋内作業場 〔法 65、令 21(7)、特化則 36〕	— 特定化学物質等を製造し又は取り扱う業務に従事する労働者 〔法 66②、令 22①(3)、特化則 39、40〕		— 0.5mg/m ³
—	(歯の健診) 〔法 66③、令 22③、則 48〕	—	—
— 等定化学物質を製造し又は取り扱う屋内作業場 〔法 65、令 21(7)、特化則 36〕	— 特定化学物質等を製造し又は取り扱う業務に従事する労働者 〔法 66②、令 22①(3)、特化則 39、40〕 (歯の健診) 〔法 66③、令 22③、則 48〕	(6)～(10)の物質(「主たる規則」欄で規制対象とされている物質に限る。)について ○ (2)～(4)の物質に関する規制に同じ。 ただし、(9)硫化水素については、上記の規制のほか次の規制あり。 ○ 作業主任者の選任〔法 14、令 6(21)、酸欠則 11〕 第 2 種酸素欠乏危険作業 ○ 換気、保護具、安全帯〔法 22、酸欠則 5～10〕 ○ 設備の改造等の作業における措置〔法 22、酸欠則 25 の 2〕	— 2mg/m ³ 又は 3ppm
同 上	特定化学物質等を製造し又は取り扱う業務に従事する労働者 〔法 66②、令 22①(3)、特化則 39、40〕		3mg/m ³ 又は 1ppm
同 上	同 上		1mg/m ³ 又は 10ppm

有 害 性	具体的な業務（主な用途）	労 働 安 全			
		主たる規則	人的規制	物 的 規 制	
				表 示	そ の 他
その他のシアン化合物	（メッキ、試薬）	同上 ただし、シアン化カリウム、シアン化ナトリウムにつき規制（両物質とも管理第2類）	—	〔法57、令18(12)(13)〕	—
(9) 硫化水素	（金属の精製、皮革製造） 汚泥槽等の清掃業務	同上 （特定第2類） 酸素欠乏症等防止規則	特別教育 〔法59③ 則36(26) 酸欠則2②〕 第2種酸素欠乏危険作業	—	—
(10) ベンゼン	（染料・合成ゴム・合成樹脂の原料、溶剤）	特定化学物質等 障害予防規則 （特定第2類）	—	〔法57、令18(32)〕	ベンゼンを含有するゴムのりの製造等の禁止 〔法55、令16(7)〕 防毒マスクの譲渡等の制限 〔法42、令13(6)〕

衛 生 法 令 上 の 規 制			
そ の 他 の 規 制			
作 業 環 境 測 定	特 殊 健 康 診 断	そ の 他	局 排 の 性 能 要 件 (抑 制 濃 度)
同 上	同 上		両物質とも $5mg/m^3$
同 上 第 2 種 酸 素 欠 乏 危 険 作 業 に 係 る 作 業 場 〔 法 6 5、 令 2 1(9)、 酸 欠 則 3 〕	同 上 —		$15mg/m^3$ 又は 10 ppm —
特定化学物質を製造 し又は取り扱う屋内 作業場 〔 法 6 5、 令 2 1(7) 特 化 則 3 6 〕	同 上		$30mg/m^3$ 又は 10 ppm

(女 年 則 8 条 3 3 号) の つ づ き

有 害 性	具体的な業務（主な用途）	労 働 安 全			
		主たる規則	人的規制	物 的 規 制	
				表 示	そ の 他
⑪ 塩 酸 硫 酸 亜硫酸 (二酸化イオウ) 硝 酸	(染料 化学薬品の製造) (肥料、染料、石油精製) (農業用の漂白剤、冷媒、還元剤) (化学肥料の製造、火薬類の製造)	同 上 (4 物質とも 第 3 類)	— — — —	— — — —	— — — 防毒マスクの譲渡等の制限 〔 法 4 2、令 1 3 (6)、則 2 6 (3) 〕
⑫ アンモニア	(窒素肥料、冷媒、染料)	同 上 (第 3 類)	—	—	防毒マスクの譲渡等の制限 〔 法 4 2、令 1 3 (6)、則 2 6 (2) 〕
⑬ ホルムアル デヒド	(合成樹脂原料、消毒剤)	同 上 (第 3 類)	—	〔 法 5 7、令 1 8 (34) 〕	—
⑭ 一酸化炭素	(燃料ガス、メタノール合成)	同 上 (第 3 類)	—	—	防毒マスクの譲渡等の制限 〔 法 4 2、令 1 3 (6)、則 2 6 (1) 〕
⑮ アニリン	(染料、媒染料)	規 制 な し	—	—	—
⑯ リン化水素 (フォスフィン)	穀物倉庫の消毒、殺虫作業	規 制 な し	—	—	—
⑰ 臭 素	(医薬・染料の製造、殺菌剤)	規 制 な し	—	—	—
⑱ 二硫化炭素	(人絹、セロファン、界面活性剤、殺虫剤)	有機溶剤中毒予防規則 (第 1 種)	—	〔 法 5 7、令 1 8 (26) 〕	防毒マスクの譲渡等の制限 〔 法 4 2、令 1 3 (6) 〕

衛 生 法 令 上 の 規 制			
そ の 他 の 規 制			
作業環境測定	特殊健康診断	そ の 他	局排の性能要件 (抑制濃度)
— — — —	(歯の健診) 〔法66③、令22③、則48〕	(11)～(14)の物質について ○作業主任者の選任〔法14、令6(18)、特化則27、28〕 特定化学物質等を製造し又は取り扱う作業 ○排液処理〔法22、特化則11〕 ○漏えいの防止〔法22、特化則13～21〕 ○保護具〔法22、特化則43～45〕 ○計画の届出〔法88、特化則52〕 特定化学設備等	— — — —
—	—		—
—	—		—
—	—		—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
有機則28条に定める有機溶剤を製造し又は取り扱う屋内作業場 〔法65、令21(10)、有機則28〕	屋内作業場等で有機溶剤を製造し又は取り扱う業務で、労働省令で定めるものに従事する労働者 〔法66②、令22①(6)、有機則29、30〕	(18)～(21)の物質について ○作業主任者の選任〔法14、令6(22)、有機則19、19の2〕 屋内作業場等で有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業 ○設備〔法22、有機則5～18〕 物質及び作業により 密閉設備 局所排気装置 全体換気装置 ○保護具〔法22、有機則32～33の2〕 ○貯蔵、空容器の処理〔法22、有機則35、36〕	—

(女 年 則 8 条 3 3 号) の つ づ き

有 害 性	具体的な業務（主な用途）	労 働 安 全			
		主たる規則	人的規制	物 的 規 制	
				表 示	そ の 他
019 四塩化エタン (1. 1. 2. 2. テトラクロルエタン)	(溶 剤、殺 虫 剤、除 草 剤)	同 上 (第 1 種)	—	[法 5 7、令 1 8 0 8]	同 上
020 テレピン油	(溶 剤ワニス、ペイント製造、合成樟脳)	同 上 (第 3 種)	—	—	同 上
(21) エーテル (エチルエーテル)	(溶 剤レザー、ゴムの製造、製薬)	同 上 (第 2 種)	—	—	同 上
(22) 高濃度の炭酸ガス (二酸化炭素)	(尿 素 合 成 用、ドライアイスの製造)	労働安全衛生規則	—	—	—
(23) 硝 気 酸化窒素類 — — NO ₂ 、NO、 N ₂ O ₃ N ₂ O ₄ 、 N ₂ O ₅ など	自動車修理 (酸 化 剤、硝 化 剤)	規制なし	—	—	—

(注) 塩酸アミルは該当物質なし。

衛 生 法 令 上 の 規 制			
そ の 他 の 規 制			
作業環境測定	特殊健康診断	そ の 他	局排の性能要件 (抑制濃度)
同 上	同 上		—
—	同 上		—
—	同 上		—
坑内作業場 〔法 65、令 21(4)、 則 589、592〕	—	—	—
—	—	—	—

2 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務（女年則 8）

有 害 性	具 体 的 な 業 務	労 働	
		主 たる 規 則	人 的 規 制
暑 熱 高 熱 物 体	◦ 溶融金属の運搬又は鋳込み ◦ 金属溶融のためのキュボラ、るつぼ、電気炉等への原料投入、融物取出し、攪拌 ◦ 陶磁器、レンガ等焼成窯の焼成物取出し ◦ 溶融ガラスによるガラス成型 ◦ 加熱金属の運搬、圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工	労働安全衛生規則	—
		（その他の法令による規制） ◦ 時間外労働の時間数の制限〔労	

3 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務（女年則 8）

有 害 性	具 体 的 な 業 務	労 働	
		主 たる 規 則	人 的 規 制
寒 冷 低 温 物 体	◦ ドライアイス、液体空気などが皮フにふれ又はふれるおそれのある業務 ◦ 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫、冷凍庫の内部における業務	労働安全衛生規則	—
		（その他の法令による規制） ◦ 時間外労働の時間数の制限〔労	

条 3 6 号)

安 全 衛 生 法 令 上 の 規 制			
物 的 規 制	そ の 他 の 規 制		
	作 業 環 境 測 定	特 殊 健 康 診 断	そ の 他
—	暑熱の屋内作業場で、労働省令で定めるもの 〔法 6 5、令 2 1(2)、 則 5 8 7、6 0 7〕	— (ただし、定期健 診は年 2 回)	◦温度調節の措置〔法 2 2、則 6 0 6 〕 ◦ふく射熱からの保護〔法 2 2、則 6 0 8、6 0 9 〕 ◦作業場外の休憩設備〔法 2 3、則 6 1 4 〕 ◦発汗作業に関する措置〔法 2 2、則 6 1 7 〕
基法 3 6 ②〕			

条 3 7 号)

安 全 衛 生 法 令 上 の 規 制			
物 的 規 制	そ の 他 の 規 制		
	作 業 環 境 測 定	特 殊 健 康 診 断	そ の 他
—	寒冷の屋内作業場で、労働省令で定めるもの 〔法 6 5、令 2 1(2)、 則 5 8 7、6 0 7 〕	— (ただし、定期健 診は年 2 回)	◦温度調節の措置〔法 2 2、則 6 0 6 〕 ◦作業場外の休憩設備〔法 2 3、則 6 1 4 〕
基法 3 6 ②〕			

4 異常気圧下における業務（女年則 8 条 3 8 号）

有 害 性	具 体 的 な 業 務	労 働	
		主 たる 規 則	人 的 規 制
異 常 気 圧	○潜函作業（建設業） ○潜水作業（素もぐりを除く。）	高気圧作業安全衛生規則	○就業制限 〔法 61、令 20(9)、高圧則 12〕 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務→潜水土 ○特別教育 〔法 59③則 36（24の2）、高圧則 11〕 潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフト内部において行う作業に係る業務
		（その他の法令による規制） ○時間外労働の時間数の制限〔労基法	

安 全 衛 生 法 令 上 の 規 制			
物 的 規 制	そ の 他 の 規 制		
	作業環境測定	特殊健康診断	そ の 他
○一定の規格、安全装置を有しないものの譲渡等制限 [法 4 2、令 1 3(31)、(32)] 再 圧 室 潜 水 器	—	高気圧業務 [法 6 6②、令 2 2 (1)、高圧則 3 8、3 9]	○作業主任者の選任 [法 1 4、令 6(1)、高圧則 1 0] 潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフト内部において行う作業 ○設備 — 作業室、送気管、空気槽の要件等 [法 2 2、高圧則 2 ～ 9] ○業務管理 — 作業時間、減加圧速度、浮上速度等 [法 2 2、高圧則 1 3 ～ 3 7] ○再圧室の設置、構造等 [法 2 2、高圧則 4 2 ～ 4 6]
3 6 ②]			

5 さく岩機、びょう打機等の使用によつて身体に著しい振動を受ける業務

有 害 性	具 体 的 な 業 務
著しい局所振動	○鉄塔、橋梁、船等のびょう打業務 ○ダム、ずい道等掘削業務 ○チェーンソーによる伐木業務 ○採鉱業務

6 重量物を取り扱う業務（女年則7条）

有 害 性	具 体 的 な 業 務
重量物取扱い	人力により一定の重量以上のものを持ち上げ、運び又はおろす作業

(女 年 則 8 条 3 9 号)

労 働 安 全 衛 生 法 令 上 の 規 制			
主 たる 規 則	人 的 規 制	物 的 規 制	そ の 他 の 規 制
労働安全衛生規則	○特別教育〔法 5 9 ③、則 3 6 (8 の 2) 〕 - チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	○一定の規格又は安全装置を具備しないものの譲渡等制限 〔法 4 2、令 1 3 (4 1) 〕 - チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであって、排気量 4 0 cc 以上のものに限る。）	- チェーンソー、その他振動工具取扱業務における振動障害予防通達（昭 5 0. 1 0. 2 0 基発 6 0 9、6 1 0 号） ○健康診断 ○作業時間、操作方法等
(その他の法令による規制) ○時間外労働の時間数の制限〔労基法 3 6 ②〕			

労 働 安 全 衛 生 法 令 上 の 規 制	
(重量物取扱い作業における腰痛予防対策指針 (昭 4 5. 7. 1 0 基発 5 0 3 号、昭 5 0. 2. 1 2 基発 7 1 号) ○健康診断 ○作業管理 ― 作業姿勢、取扱い時間、教育訓練	
(その他の法令による規制) 重量物の取扱等重激なる業務 ― 人力によりおおむね 3 0 Kg 以上のものを持ち上げ、運び又は下に卸す作業につき時間外労働の時間数の制限〔労基法 3 6 ②〕	

